

■ 第 1 部 ■

計画の考え方

INDEX

第 1 章	計画策定に当たって	3
第 2 章	計画策定の背景	15
第 3 章	東京の高齢者を取り巻く状況	27
第 4 章	目指すべき方向性	35
第 5 章	新興感染症への対応について	49

■ 第1章 ■

計画策定に当たって

INDEX

第1節	計画の理念	5
第2節	計画の位置付け	5
第3節	計画期間	5
第4節	計画の進行管理	6
第5節	老人福祉圏域の設定	7
第6節	他計画との関係	8

第1節 計画の理念

東京都高齢者保健福祉計画は、高齢者の総合的・基本的計画として策定し、今後3年間において都が取り組むべき施策を明らかにしています。

第9期東京都高齢者保健福祉計画では、大都市東京の特性を踏まえ、以下の理念の下に施策を展開していきます。

地域で支え合いながら、高齢者がいきいきと心豊かに、 住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる東京の実現

地域で支え合いながら、高齢者が、①経験や能力を生かして居場所と役割を持って、いきいきと活躍し、心豊かに暮らす、②自らが望む暮らし方を主体的に選び、安心して暮らし続けることができる東京の地域づくりを地域特性に応じて推進していく。

第2節 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の9に基づく都道府県老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第118条に基づく都道府県介護保険事業支援計画を合わせて、一体的に策定しています。また、福祉保健施策の一体的・総合的な推進が必要であることから、本計画は、保健事業を含んだ計画となっています。

第3節 計画期間

本計画は、社会経済情勢の推移、東京の高齢者を取り巻く状況、介護サービスの利用状況及び国の施策動向等を踏まえて、3年を1期とする計画として策定しています。

第9期計画は令和6年度から令和8年度までを計画期間とし、長期的には「団塊ジュニア世代¹」が高齢者になる令和22年（2040年）を見据えた計画としています。

なお、平成12年度より開始された介護保険制度では、3年間を1期とする事業運営期間²を設定しており、本計画期間はその第9期目に該当するものです。

1 団塊ジュニア世代

本計画においては、昭和46年から昭和49年までに生まれた世代のことをいう。

2 第1期及び第2期は、5年間を1期とする事業運営期間が設定され、3年ごとに計画を見直すこととされていた。

計画期間

平成												令和					
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	3	4	5	6	7	8
第1期計画																	
			第2期計画														
					第3期計画						第4期計画			第8期計画			第9期計画

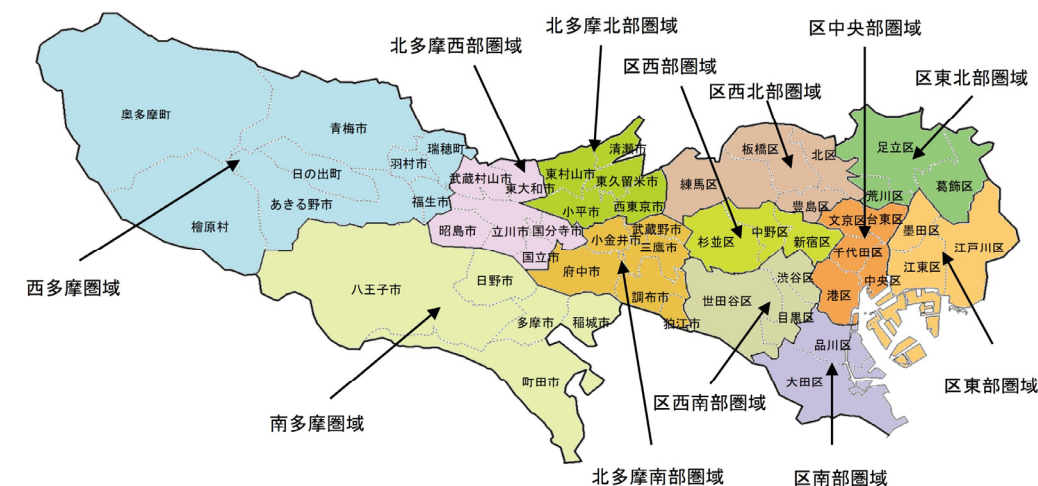
第4節 計画の進行管理

本計画では、計画の進捗による施策効果を的確に把握・分析・評価できるよう、計画の理念に沿ったビジョン・目標及びそれに向けた取組と指標（プロセス指標）のほか、参考指標（アウトカム・アウトプット指標）を設定しました。

本計画期間中、この目標・指標等を活用して「東京都高齢者保健福祉施策推進委員会」等において、計画の達成状況の進行を管理し、次期以降の計画につなげていきます。

第5節 老人福祉圏域の設定

老人福祉圏域とは、介護保険法第118条第2項第1号の規定により、当該都道府県が、介護給付等サービスの種類ごとの量の見込みを定める単位となるものとして設定するものです。都は、福祉サービス及び保健医療サービスの一体化・総合化を図る観点から、介護保険施設等の適正配置の目安となる老人福祉圏域を、二次保健医療圏³に一致させて設定しています。



島しょ圏域



圏域名	構成区市町村
区中央部	千代田区 中央区 港区 文京区 台東区
区南部	品川区 大田区
区西南部	目黒区 世田谷区 渋谷区
区西部	新宿区 中野区 杉並区
区西北部	豊島区 北区 板橋区 練馬区
区東北部	荒川区 足立区 葛飾区
区東部	墨田区 江東区 江戸川区
西多摩	青梅市 福生市 羽村市 あきる野市 瑞穂町 日の出町 檜原村 奥多摩町
南多摩	八王子市 町田市 日野市 多摩市 稲城市
北多摩西部	立川市 昭島市 国分寺市 国立市 東大和市 武蔵村山市
北多摩南部	武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 小金井市 狛江市
北多摩北部	小平市 東村山市 清瀬市 東久留米市 西東京市
島しょ	大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村 小笠原村

3 二次保健医療圏

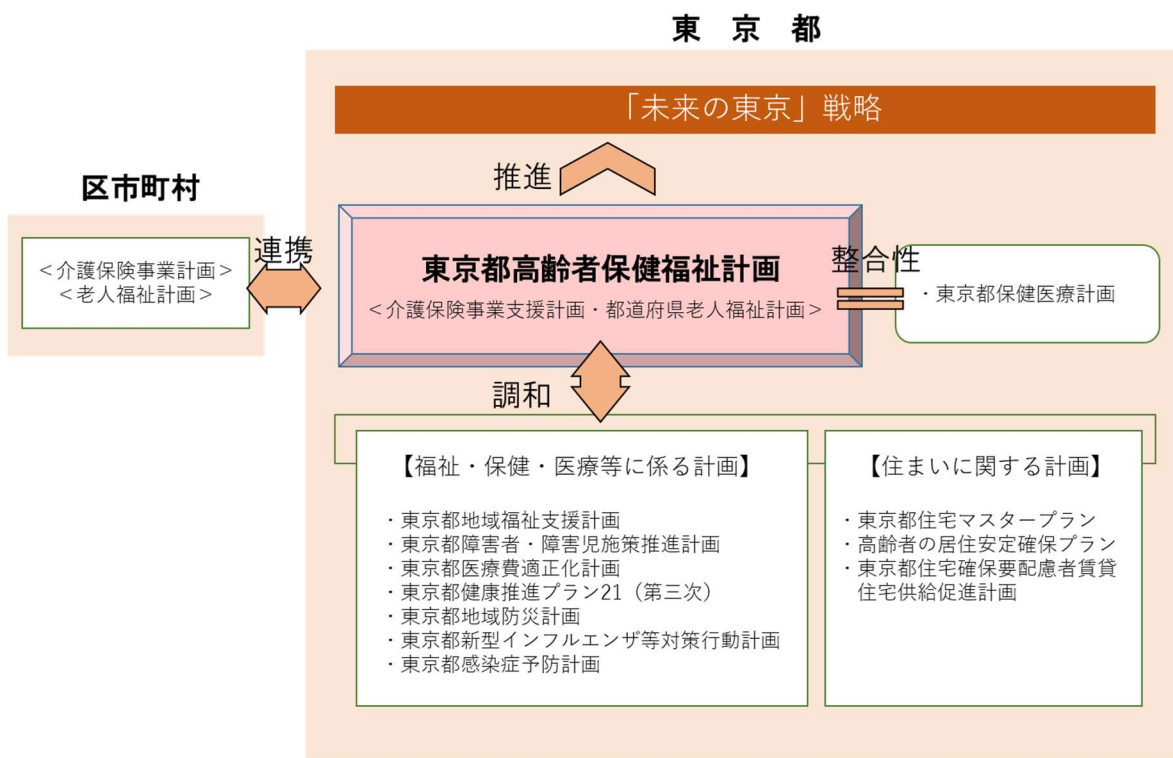
原則として特殊な医療を除く一般の医療ニーズに対応するために設定する区域で、入院医療を圏域内で基本的に確保するとともに、医療機関の機能連携に基づく医療サービスと広域的、専門的な保健サービスとの連携などにより、都民に包括的な保健医療サービスを提供していく上での圏域であり、その整備を図るための地域的単位である。

また、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第14号の規定により、主として病院の病床及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として設定する医療計画上の区域でもある。

第6節 他計画との関係

（保健医療計画、地域福祉支援計画、障害者・障害児施策推進計画等）

本計画は、都の高齢者施策の推進に関連する他の計画並びに区市町村の老人福祉計画及び介護保険事業計画とも整合性等を図りつつ策定しています。特に、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号。以下「令和2年改正法」という。）により、地域共生社会の実現に向けて、地域住民の複雑・複合化したニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から介護保険制度等の見直しが行われたことも踏まえ、本計画と同時に策定・改定される他計画との整合性や調和を図ることが重要となっています。



1 福祉・保健・医療に係る計画等との関係

(1) 医療計画との整合性

【東京都保健医療計画】

- ・ 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4に基づく医療計画を含む、東京都の保健医療施策の方向性を明らかにする基本的かつ総合的な計画
- ・ 令和6年3月に改定（第8次計画）（令和6年度～令和11年度）

本計画は、「東京都地域医療構想」（平成28年7月策定）も踏まえ、病床の機能分化・連携の推進による効率的で質の高い医療提供体制の構築や在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの深化・推進が一体的に行われるよう、特に以下について整合性を確保しています。

- ・ 病床の機能分化・連携に伴い生じる、在宅医療等の新たなサービス必要量に関して、介護サービスの見込量と、医療計画において掲げる在宅医療の必要量
- ・ 認知症施策や多職種連携の推進など、医療と介護の連携の強化に関する施策

また、策定に当たっては、東京都や区市町村の医療・介護担当者等の関係者による協議の場を設置し、緊密な連携が図られる体制を整備しています。

(2) 都道府県地域福祉支援計画との調和

【東京都地域福祉支援計画】

- ・ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第108条第1項に基づく都道府県地域福祉支援計画
- ・ 東京都における高齢者、障害者、児童等の福祉の推進に関し、共通する考え方や施策の方向性等を提示
- ・ 令和3年12月に策定（第二期計画）（令和3年度～令和8年度）
（令和6年3月に中間見直しを実施）

近年、要介護者等や世帯が抱える課題は複雑化・複合化しており、要介護者等の生活全般の課題を解決するためには、障害者その他の者の福祉に関する施策とも有機的な連携を図ることが重要となります。

地域で暮らすあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的な福祉サービスを活用しつつ、助け合いながら暮らすことができるようにするため、本計画では、地域において様々な提供主体によるサービスを実施、連携させる地域福祉支援計画との調和を保っています。

（３）都道府県障害福祉計画との調和

【東京都障害者・障害児施策推進計画】

- ・ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に基づく障害者施策に関する基本計画としての障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）第89条第1項に基づく障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する計画である障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の22第1項に基づく障害児通所支援等の提供体制の確保等に関する計画である障害児福祉計画の3つの性格を併せ持つ計画として一体的に策定
- ・ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第49号）第8条第1項に基づく地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画として位置付けているほか、難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針（厚生労働省・文部科学省連名通知、令和4年2月発出）において策定が定められている「各都道府県において、地域の特性に応じ、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画」としても位置付けている
- ・ 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現等を目指し、障害者施策の総合的な展開や障害福祉サービス等の提供体制の確保について定めている
- ・ 令和6年3月に策定（令和6年度～令和8年度）

本計画は、高齢者と障害児・者が共に利用できる「共生型サービス」や精神科病院からの地域生活移行に係る成果目標等との調和を図っています。

（４）その他の計画との調和

上記計画のほか、東京都では以下の計画について、整合性の確保や調和を図って策定しています。

- ・ 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）に基づく東京都計画
- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第9条に基づく第4期「東京都医療費適正化計画」
- ・ 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条に基づく都道府県健康増進計画である「東京都健康推進プラン21（第三次）」
- ・ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づく「東京都地域防災計画」
- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に係る法律（平成10年法律第114号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）に基づく「東京都感染症予防計画」

2 住まいに関する計画との関係

(1) 都道府県住生活基本計画との調和

【東京都住宅マスタープラン】

- ・ 東京都住宅基本条例（平成18年東京都条例第165号）に基づいて策定され、住宅政策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画
- ・ 住生活基本法（平成18年法律第61号）第17条に基づく住生活基本計画の都道府県計画の性格を併せ持つ
- ・ 令和4年3月に策定（令和3年度～令和12年度）

本計画では、サービス付き高齢者向け住宅の供給目標等を含む高齢者の居住の安定に関する施策について調和を図っています。

(2) 高齢者居住安定確保計画等との調和

【高齢者の居住安定確保プラン】

- ・ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「高齢者住まい法」という。）に基づく高齢者居住安定確保計画
- ・ 高齢者の居住安定確保に向け、住宅施策と福祉施策が連携し、総合的・計画的に施策を推進するため、基本的な方針と実現のための施策を示すもの
- ・ 令和6年3月に一部改定を実施（令和3年度～令和8年度）

本計画では、高齢者に対する居住支援、賃貸住宅及び老人ホーム等の供給目標等について調和を図っています。

(3) 都道府県賃貸住宅供給促進計画との調和

【東京都住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画】

- ・ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「住宅セーフティネット法」という。）に基づく都道府県賃貸住宅供給促進計画
- ・ 住宅セーフティネット法に基づく、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録目標戸数や東京の実情に応じた登録基準等を定めるもの
- ・ 令和4年3月に改定（令和4年度～令和12年度）

本計画は、高齢者等の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給について調和を図っています。

3 「未来の東京」戦略との関係

【「未来の東京」戦略】

- ・ 新たな都政の羅針盤として策定する都の総合計画であり、目指す 2040 年代の東京の姿である「ビジョン」、この「ビジョン」を実現する 2030 年に向けた「戦略」と戦略実行のための「推進プロジェクト」を提示
 - ・ 高齢者施策については、ビジョンとして「高齢者が人生 100 年時代に元気に活躍し、心豊かに暮らす東京」を掲げ、この実現に向けた戦略及び推進プロジェクトを提示
 - ・ 令和 3 年 3 月に策定
- ※上記の基本戦略に基づき、時代や状況の変化に弾力的に対応するため、政策の強化を図ってきており、令和 6 年 1 月には「未来の東京」戦略 version up 2024 を策定

本計画は、「未来の東京」戦略を推進する計画として策定しています。

◇「未来の東京」戦略 関係部分抜粋

ビジョン04 長寿（Chōju）

高齢者が人生100年時代に元気に活躍し、心豊かに暮らす東京

目指す2040年代の東京の姿

- 「Chōju」が世界共通語になっている
- 平均寿命・健康寿命がともに90歳を超える
- 100歳まで元気に暮らす「健康長寿社会・東京モデル」が、21世紀成熟都市の理想像として世界の模範となっている
- 高齢者が自らの希望に応じて働き続けている。また、元気高齢者がまちに出て、地域社会の担い手として、活躍。「〇歳からは高齢者」といった一律的な高齢者像は過去のものに
- 介護が必要になっても、自らの希望や意思に基づいて生活する場所を選択することができる。その家族も介護と仕事を両立でき、「介護離職」が死語になっている
- 認知症との共生の実現とともに、認知症の予防策が開発され、普及している



（「超超高齢社会」を迎える東京）

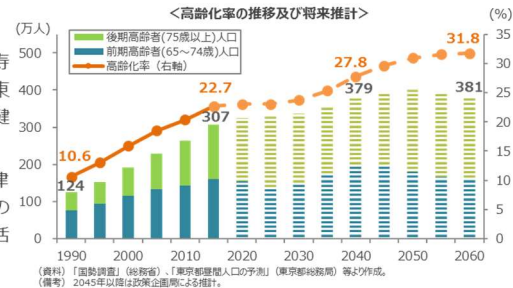
- 医療技術の発達等により平均寿命が大きく伸びた「超超高齢社会」が到来し、東京は世界の主要都市の中で最も長寿を誇る都市となっている。今後更に高齢化が進んだ「超超高齢社会」では、介護・医療に係る施設や人材の不足、社会保障費の増大、一人暮らし高齢者の増加といった、様々な課題があり、適切に対処していく必要がある。

（人生100年時代を幸せに生きる高齢者像へ）

- 一方で「喜寿」、「米寿」などの言葉にも表されるように、長寿は本来、本人や家族、地域社会にとって喜ばしいことである。東京に暮らす3人に1人が高齢者となる将来を見据え、高齢者が健康やかに暮らしている社会をつくり上げていく必要がある。
- 人生100年時代を迎え、「〇歳以上が高齢者」という従来の一律的な高齢者像は過去のものとなっている。元気な高齢者が自らの希望に応じて働き、地域活動を支える存在となるなど、経験を活かしながら、いつまでも活躍できる環境を整えていく。
- デジタル技術を駆使し、高齢者が健康な状態をより長く維持できる対策を講じるとともに、高齢者一人ひとりにきめ細かく目を配り、認知症など介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で人とのつながりを保ちつつ、快適で心豊かに暮らせるまちづくりを進めていく。また、その家族が介護と仕事を両立できる環境を整備していく。全ての高齢者がデジタル化のメリットを享受し、QOLの向上を図ることができるよう、きめ細かいデジタルデバйд対策も進めていく。

（健康長寿社会・東京モデルを実現する）

- こうした高齢者が輝く「健康長寿社会・東京モデル」をつくり上げることで、東京は、今後高齢化が予測される世界の諸都市の模範となり、「Chōju」は世界の共通語となる。
- 2025年には、全ての団塊の世代が75歳を迎えることとなり、2040年には、団塊ジュニア世代が65歳以上となる。持てる資源や政策を総動員して、様々な主体と連携しながら、高齢者が元気に活躍し、心豊かに暮らせる東京を実現していく。



＜2030 年に向けた戦略＞

2030年に向けた戦略

戦略4 長寿（Chōju）社会実現戦略

高齢者が人生100年時代に元気に活躍し、心豊かに暮らす



人生100年時代において、「高齢者」の概念を大きく変え、いくつになっても元気で心豊かに暮らせる地域づくりを進めるとともに、一人ひとりの希望に応じて地域や社会で活躍できる環境を整え、さらには「共生」と「予防」の両面から認知症施策を進めることで、世界に誇る「長寿社会」を実現する。

1 高齢者が元気に暮らし、活躍できる地域づくりを進める

- ・住み慣れた地域で、いつまでも元気で心豊かに、自分らしく生きられるよう、地域包括ケアの実現に向けた地域のまちづくりを強力にサポートする。
- ・産官学民の協働やAI・IoT等の先端技術の活用などにより、リアルとバーチャルをハイブリッドした交流やオンラインによる見守り等、新しい日常に対応した、高齢者の暮らしのサポートを推進する。
- ・全ての高齢者がデジタル化のメリットを享受し、QOLの向上を図ることができる環境を整備する。

2 一人ひとりの「働く」「学ぶ」「地域活動」を応援する

- ・従来の高齢者像の枠を超え、元気で楽しいシニア期を過ごせるよう、企業等で「働く」、新たなチャレンジに向けて「学ぶ」、地域の一員として「活動する」ことを、様々な主体と連携して、力強く応援する。

3 認知症に向き合い、「共生」と「予防」両面の対策を進める

- ・家族も含め、尊厳と希望を持ちながら、認知症と共生していくことができる環境を整えるとともに、AI等を駆使し認知症予防に向けた研究を強力に推進する。

<「未来の東京」戦略 version up 2024>

アクティブなChōju社会を実現

高齢者が自分らしく活躍できる・不安なく生活できる社会を実現

戦略4

団塊の世代が後期高齢者となる2025年が目前に迫る中、世界に先駆けて進む高齢化を先進モデルと捉え、高齢者がいきいきと暮らせる取組を進めていくため、これまでの高齢者の概念を取り払い、いつまでも活躍できる取組を推進

世界に先駆けて高齢化が進行する日本。今後、社会への影響はより深刻化する懸念

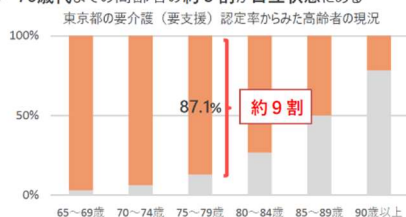
2050年には約3人に1人が
高齢者となる超超高齢社会到来

社会保障費の更なる増加

介護人材の不足

一方で、元気な高齢者も多く、より一層社会での活躍に期待

▶ 70歳までの高齢者の約9割が自立状態にある



▶ 社会活動に参加した高齢者の約9割が生きがいを感じている



社会全体の意識や環境を変革する

アクティブChōjuプロジェクトを始動

自分らしく活躍できる

- 01 いつまでも活躍できる「場」がある
- 02 安心して外に出かけられる
- 03 快適な住まいに住み続けられる

不安なく生活できる

- 04 身近な場所で健康づくりを進める
- 05 必要な方が必要な介護を受けられる
- 06 認知症と共生する社会になる

アクティブなChōju社会を実現

高齢者が自分らしく活躍できる・不安なく生活できる社会を実現

戦略4

いつまでも活躍できる

- ◆ 希望に応じて働ける仕組みを実現するとともに、様々な社会・地域活動へ取り組めるよう支援



- ・「プラチナ・キャリアセンター」を創設し、多様な能力や経験を生かしシニアが活躍できる幅広い機会を提供
- ・ねんりんピックの東京開催を見据え、シニアスポーツ振興プロジェクトを推進

安心して外に出かけられる

- ◆ どこでも不安やストレスなく移動し、生活できる環境を整備



- ・誰もが使いやすい交通結節点の実現に向け、新たなモビリティの導入などに取り組む区市町村と連携
- ・新宿線増江駅、大江戸線光が丘駅などでバリアフリー化を充実
- ・安心して生活できるよう、買物弱者を支援

快適な住まいに住み続けられる

- ◆ 高齢者向け住宅の供給促進等により、快適かつ安心な暮らしの環境を整備



- ・「高齢者いきいき住宅」（仮称）認定制度の構築に向け、IoTによる見守りやコミュニティ形成等の機能を備えた民間賃貸住宅の供給を推進
- ・単身高齢者等が、元気づけに終活等の準備をできるよう、総合的な相談窓口設置等を支援

身近な場所で健康づくり

- ◆ 身近な場所で運動ができる仕掛けを整備



- ・歩数などに応じて健康ポイントを付与する区市町村と連携し、都による「Tokyo Tokyo Point（仮称）」の付与や、協賛店による優待サービスを提供

必要な介護を受けられる

- ◆ 処遇改善により介護人材を確保・定着



- ・介護職員、介護支援専門員への居住支援特別手当として、国の措置が講じられるまで月1万円を補助※勤続5年目までの介護職員には月1万円を加算
- ・職員用の宿舎借り上げを行う事業者に対してこれまで設けていた助成年数制限を撤廃
- ・研修受講や事務負担軽減を支援することで、介護支援専門員の処遇改善を促進

認知症と共生する社会

- ◆ 治療法開発等の技術革新や予防・早期診断等を支える「TOKYO認知症施策推進プロジェクト」を始動



- ・検診事業に取り組む区市町村を強力に支援（対象者を原則70歳以上から50歳以上へ）
- ・認知症新薬に対応できる医療機関を都内全域で確保
- ・GPS機器等のIoTを活用し、認知症高齢者の早期発見の仕組みづくり等に取り組む区市町村を支援

豊かに老い、自身の希望に沿って活躍できるアクティブなChōju社会を実現

■ 第2章 ■

計画策定の背景

INDEX

第1節	介護保険制度の変遷	17
第2節	地域包括ケアシステムと地域共生社会	22

第1節 介護保険制度の変遷

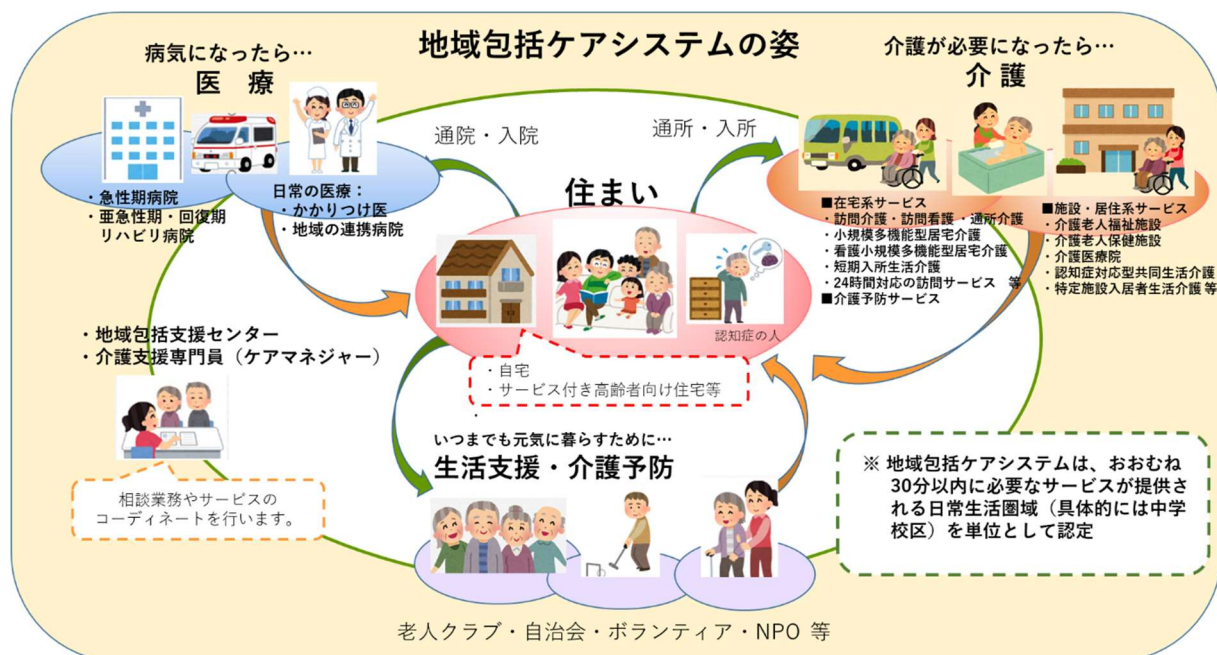
- 社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして、平成12年4月に介護保険制度が導入されました。
- 平成23年には、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が示されました。
- 平成30年度の介護保険制度の改正により、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、保険者機能の強化等が図られ、令和3年度の制度改正により、地域共生社会の実現と令和22年（2040年）への備えが示されました。

1 介護保険制度の導入と定着

- 高齢化の進展に伴う要介護高齢者の増加や、核家族化の進行など家族をめぐる状況の変化に対応するため、社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして、平成12年4月に介護保険制度が導入されました。平成18年度には、介護予防サービスや地域密着型サービスが導入されるなど、数次にわたって制度の改正が行われています。
- 介護保険制度創設以来、介護サービスの提供基盤は急速に整備されてきており、東京都におけるサービス利用者数は、制度発足時の約11万人から令和5年4月には約57万人に、給付費は約2,529億円から約10,024億円に増加するなど、介護保険制度は都民の生活を支える仕組みとして定着してきました。

2 地域包括ケアシステムの構築

- 地域包括ケアシステムとは、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が一体的に提供される体制のことで、平成23年6月の介護保険法の改正の際に初めて提唱され、団塊の世代が全て後期高齢者となる令和7年に向け、その確立が目指されました。
- 地域包括ケアシステムは、それぞれの要素が整備されるだけでなく、それらの要素が連携し、高齢者の状態に応じて必要なサービスが一体的に提供されていくことが重要となります。そのため、それぞれの関係機関やサービスが円滑に連動できるネットワークの構築も重要です。その上で、公助のネットワークだけでなく、地域住民がお互いに支え合える互助のコミュニティが形成されることで、公助や互助が円滑に連動するようシステムが形成されます。



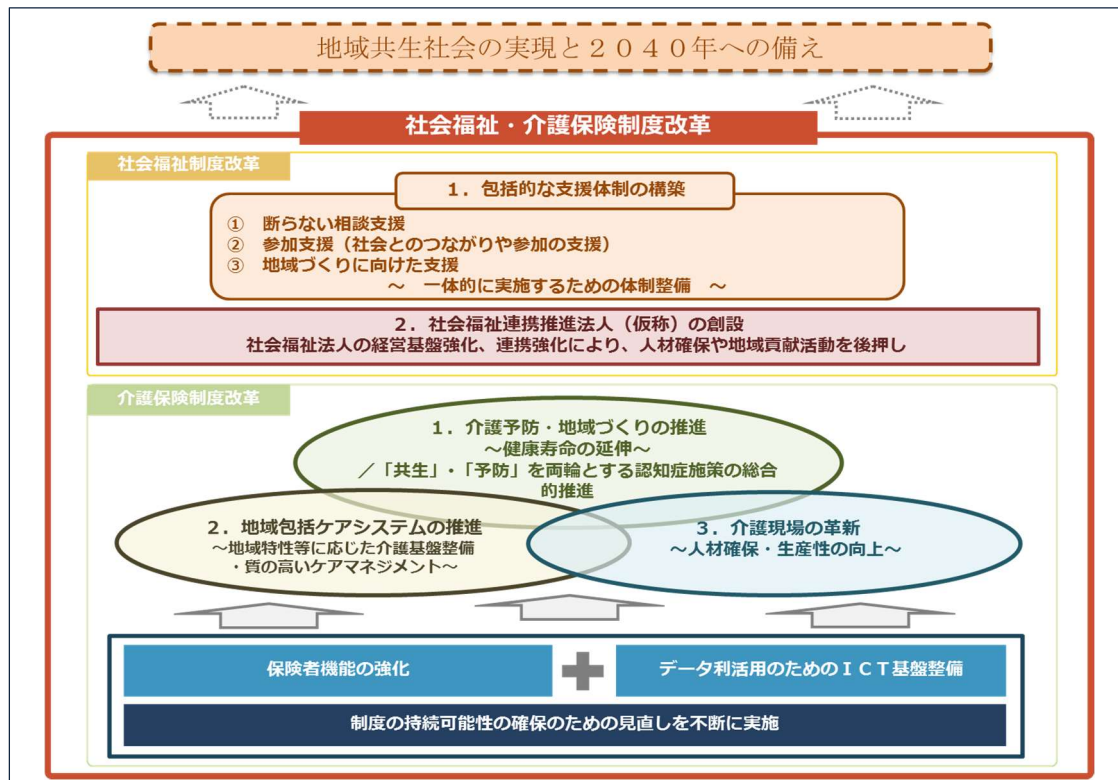
資料：厚生労働省公表資料に基づき東京都福祉局高齢者施策推進部作成

- 平成27年度の介護保険制度の改正では、地域包括ケアシステムの構築のため、介護保険サービス以外にも、医療と介護の連携強化、認知症施策の推進、地域ケア会議¹の推進、生活支援サービスの体制整備等、各種サービスの充実が図られました。
- 平成30年度からは、地域包括ケアシステムの深化を目指して、区市町村によるマネジメントを強化していくことが求められました。また、令和2年度には介護保険法等の関係法律の改正が行われ、改革の目指す方向性として、地域共生社会の実現と令和22年（2040年）への備えが示されました。
- これまでの団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）だけでなく、前期高齢者の増加に加え、現役世代の人口減少が見込まれる令和22年（2040年）を見据えた取組が求められるようになりました。
- この改革を進める取組の3つの柱と、取組を下支えする改革が示され、介護予防の推進や介護現場の革新、更なる保険者機能の強化等に取り組んでいく必要があります。

1 地域ケア会議

介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される会議体。（1）高齢者個人に対する支援の充実と、（2）それを支える社会基盤の整備を同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法として区市町村や地域包括支援センターが開催する。

令和3年度介護保険制度等改正の全体像



資料：厚生労働省資料

3 令和6年度介護保険制度等改正の主な内容

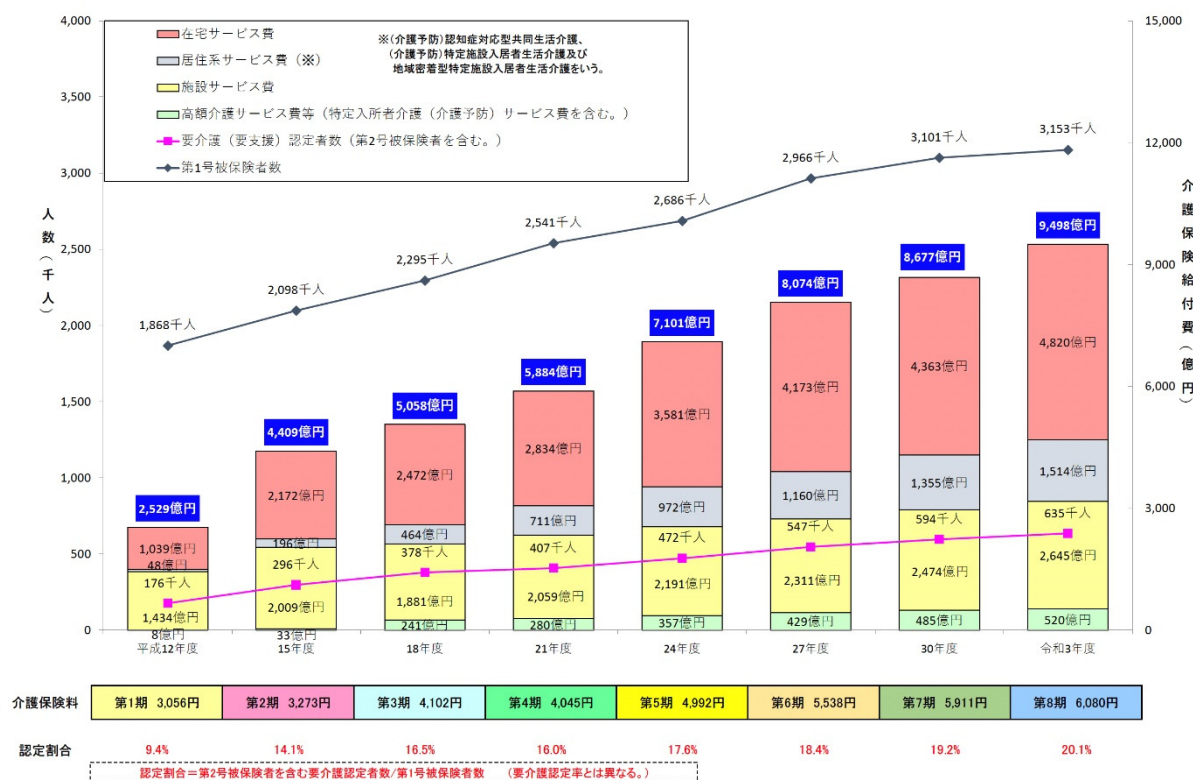
- 令和5年5月に成立した改正法において、介護保険法等の関係法律の改正が行われました。この改正では、全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築を目指して様々な見直しが図られ、介護保険関係の主な改正事項としては以下の内容が示されました。
 - ① 介護情報基盤の整備
介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一体的に実施
 - ② 介護サービス事業者の財務状況等の見える化
介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ、財務状況を分析できる体制を整備
 - ③ 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務
介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組を推進
 - ④ 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化
看多機について、サービス内容の明確化等を通じて、更なる普及を進める
 - ⑤ 地域包括支援センターの体制整備等
地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備
- 本計画はこうした改正法の趣旨・内容を踏まえつつ、都における高齢者施策の総合的・基本的計画として策定しています。

コラム

東京の介護保険制度 ～「これまで」と「これから」～

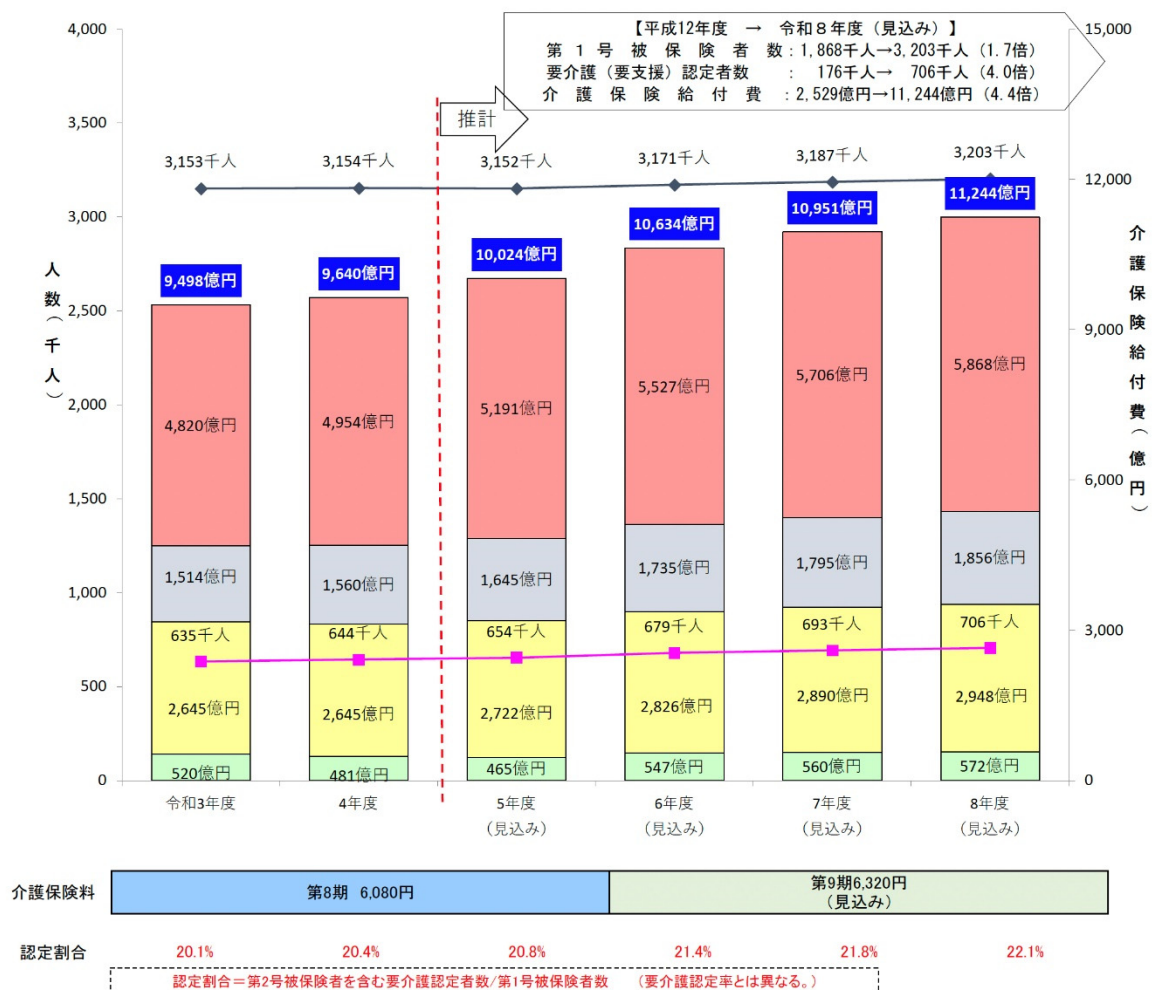
<介護保険制度のこれまでの歩み>

- 平成12年に、「利用者本位・自立支援・選択（自己決定）」を理念としてスタートした介護保険制度は、8期24年が経過し、いまや高齢者の介護を国全体で支える社会保障の仕組みとして、国民の間に定着しています。
- 東京都においても、近年は高齢者人口の伸びを上回る速さで要介護（要支援）認定者数が伸びており、それに併せてサービスの利用量も増えています。
- 介護保険は制度上、サービスの利用量（介護保険給付費）の増加に比例して、その財源となる介護保険料も上昇する仕組みになっており、給付と負担とのバランスのとれた健全な財政を維持していくことが、持続可能な社会保障制度の確立を図るための課題と言えます。



＜これからの介護保険制度＞

- 今後高齢化がますます進む社会において、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするためには、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を、更に充実させていく必要があります。
- 保険者である区市町村においても、地域共生社会の実現と現役世代が急減する令和22年（2040年）の高齢者人口や介護サービスのニーズを見据えた中長期的な視野に立った施策展開が重要であり、第5期で開始した地域包括ケアシステムを深化・推進するため、その取組を更に推し進めていくことが求められています。
- 東京都は、今後とも介護保険制度を安定的かつ持続可能なものとしていくため、必要な制度改正を国に提言するとともに、介護サービス基盤の整備や医療・介護連携に向けた広域調整の取組、感染症や災害への対応力強化の取組、介護人材の確保・定着・育成に向けた取組等を推進し、地域の特性・実情に応じた地域包括ケアシステムを推進する区市町村を支援していきます。



第2節 地域包括ケアシステムと地域共生社会

- 地域包括ケアシステムの構築には、地域の住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティづくりの視点が重要です。
- また、高齢者だけでなくその家族も含めた世帯を地域全体で支えていくことが重要であり、他分野と連携・協働し、専門職による包括的な相談援助を行える体制づくりの必要性も高まっています。
- 一方で、昨今、分野や「支える側」、「支えられる側」の枠を超え、一人ひとりが生きがいを持ち、助け合いながら暮らしていくことができる地域共生社会の実現が求められています。
- 地域で支え合うコミュニティづくりなどを目指す地域包括ケアシステムは、地域共生社会と共通した理念を持つことから、分野を超えた包括的な支援体制の整備とあわせて、地域包括ケアシステムの推進や地域づくりを進めることで、地域共生社会の実現を目指すこととされています。

1 地域共生社会の実現

- 昨今、地域づくりや包括的な相談支援体制が求められる状況は、高齢者を支える場合に限らず生じています。個人や世帯単位で複合的な支援を必要とするケースが増え、対象者ごとに「縦割り」で整備された公的な支援体制の下では、対応が困難なケースが浮き彫りとなっています。
- また、これまでは家族や地域のつながりによって対応できていた社会的孤立の問題やごみ出しや買い物といった身近な生活課題への支援の必要性も高まっています。
- そこで、このような課題に対応していくため、平成28年6月「地域共生社会」の理念が提唱され、その実現を目指すこととされました。地域共生社会とは、制度や分野の枠を超え、また、「支える側」、「支えられる側」という従来の枠組みを超えて、一人ひとりが生きがいと役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる包括的なコミュニティ、地域や社会のことです。

2 地域包括ケアシステムと地域共生社会

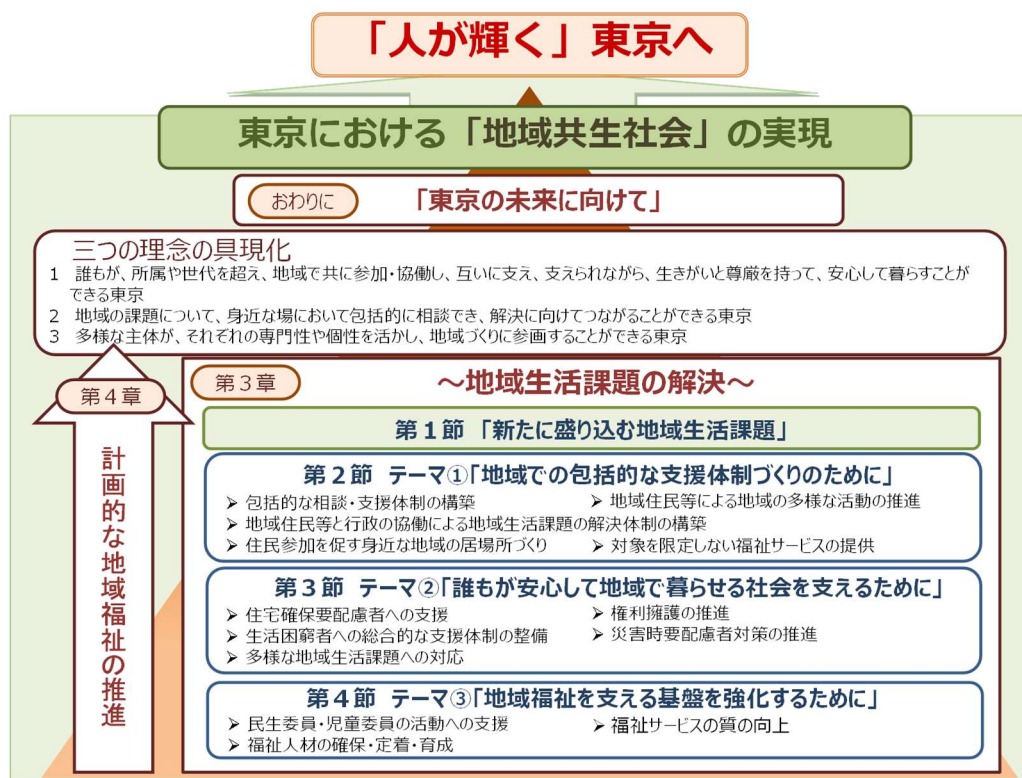
- 地域包括ケアシステムでは、元来、地域住民によるインフォーマルなサポートが重要な要素とされ、元気な高齢者を含め地域住民が参画する地域づくりが進められてきました。
- さらに、昨今、高齢者とその家族、世帯単位で包括的な支援を行っていくことも課題となっています。
- 必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域で支え合うコミュニティづくりを進めるとともに、専門職による相談支援体制づくりに取り組む、このような地域包括ケアシステムの在り方は、地域共生社会と共通する理念が含まれていることから、地域共生社会のプラットフォームとなりうるものと期待されています。

- 今後は、包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備とあわせて、地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に取り組むことにより、将来的に地域共生社会の実現を目指すこととされています。

～東京都地域福祉支援計画について～

- 東京都では、『「人が輝く」東京を目指し、東京における地域共生社会の実現に向け、都、区市町村、関係団体及び地域住民等が一体となって地域福祉を推進すること』を目的として、東京都地域福祉支援計画を策定しています。
- この計画では、「誰もが、所属や世代を超え、地域で共に参加・協働し、互いに支え、支えられながら、生きがいと尊厳を持って、安心して暮らすことができる東京」、「地域の課題について、身近な場において包括的に相談でき、解決に向けてつながることができる東京」、「多様な主体が、それぞれの専門性や個性を活かし、地域づくりに参画することができる東京」の三つの理念を掲げるとともに、それを具現化するために都が取り組む施策の方向性を明らかにしています。
- 現行計画は、令和3年度から令和8年度までの6か年を（第二期）計画期間としており、令和6年3月に実施した中間見直しでは、コロナ禍による地域生活課題の変化（五類移行後）や複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備推進、多様な地域生活課題への対応など、計画策定（令和3年12月）以後の社会情勢の変化等を踏まえたものとしています。

<東京都地域福祉支援計画の目指す方向性>



コラム

重層的支援体制の整備に向けた取組 ～包括的な相談体制の構築を実現するために～

＜重層的支援体制整備事業とは＞

- 令和3年の社会福祉法改正により、これまでの福祉制度・政策と人々の生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性から表れる支援ニーズとの間にギャップが生じてきたことを背景として、重層的支援体制整備事業が創設されました。
- 同事業は、区市町村の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに「包括的相談支援事業」、「参加支援事業」、「地域づくり事業」と、それを支えるための「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」、「多機関協働事業」で構成されており、それぞれの事業は個々に独立して機能するものではなく、一体的に展開することで一層の効果が出ると考えられています。
- 本コラムでは、都内区市町村における重層的支援体制整備事業の取組を紹介します。

■ 立川市における重層的支援体制整備の取組事例

～相談支援の連携・地域の居場所【地域福祉アンテナショップ】の取組～

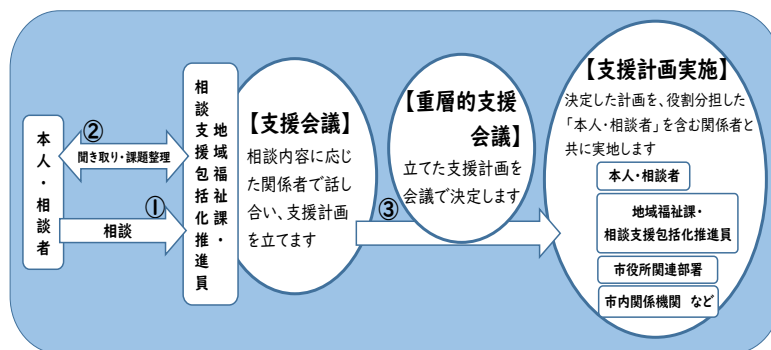
＜実施に至った経緯・取組の背景＞

- 地域包括支援センター等で支援困難ケースとして対応に苦慮していた「8050」「ひきこもり」などの複雑化した課題について取り組むべく、重層的支援体制整備事業を開始しました。高齢分野からの事業開始ではありましたが、「介護・高齢」「障害」「子ども・子育て」「生活困窮」の相談機関と連携した相談支援を実施するとともに、相談者が立川市で生活していくための出口支援（居場所づくり）にも取り組んでいます。
- また、令和3年度からは、さまざまな人が出入りすることで、出入りする一人ひとりが役割を持って、活躍できる場となり、地域住民のふれあいと支え合いにより地域課題を解決することを目指し、身近な場所で、誰もが、気軽にふらっと立ち寄れる地域の多機能拠点として地域福祉アンテナショップ（重層的支援体制整備事業での『居場所』のひとつ）をスタートしました。

＜取組の内容①「支援会議による多機関協働」＞

- 相談を「世帯の相談」としてとらえ、分野をまたぐ支援機関・支援者で支援会議を開催します。各機関でのアセスメントや課題の共有をし、役割分担と支援を繰り返す経験を積むことで、支援者間で顔の見える関係性ができ、連携強化が進んでいます。また、分野をまたぐ支援会議によって、支援者に新たな視点も身についていきます。

＜相談支援の流れ＞



＜取組の内容②「地域福祉アンテナショップでの参加支援」＞

- 市内各地に設置されている地域福祉アンテナショップのそれぞれの特色を活かした取組を実施しており、一例として施設併設の農地での農業体験を通じ、ひきこもりの方などの心身の健康回復や社会参加に向けた支援を行っています。



＜地域福祉アンテナショップの活動の様子＞

＜実感している取組の効果・期待している効果＞

- 重層的支援体制整備事業の支援会議を重ねることで、様々な機関の相談支援力・連携力向上につながり、いずれは相談支援包括化推進員がいなくても支援会議や連携が進むようになります。またそれにより、スピーディかつ柔軟な支援が展開されていくことを期待しています。
- 地域福祉アンテナショップでは、参加している女性の高齢者が「着付けができる」という個性を生かし、夏祭りに合わせた「ゆかたの会」を企画してくださいました。生き生きと楽しそうな様子で、「茶道もできる」と意欲的でご本人の活躍の機会につながりました。今後も、地域福祉アンテナショップが地域の居場所として、社会的孤立の防止や参加支援の場となることなどを期待しています。

執筆協力：立川市、写真提供：立川市社会福祉協議会

■ 西東京市における重層的支援体制整備の取組事例

～ほっとするまちネットワークシステムの深化～

＜実施に至った経緯・取組の背景＞

- 西東京市では、平成22年度から地域福祉コーディネーターを配置し、地域の課題を地域で解決するための仕組みづくりとして、“ほっとするまちネットワークシステム（略称：ほっとネット）”の構築を西東京市社会福祉協議会に委託して、取り組んできました。
- 平成31年3月に策定した第4期西東京市地域福祉計画では、西東京市版地域共生社会の実現を目指すこととし、“つながりづくり”、“相談体制づくり”、“情報発信の工夫”を重点的な取組をして進めていくこととしました。
- 当市のこれまでの取組と、地域共生社会の実現のための取組を結ぶ形で、令和2年度からのモデル事業、移行準備を経て、令和4年度から重層的支援体制整備事業を実施しています。

＜取組の特徴・工夫など＞

- 「9マスシート（※）」の活用：包括的相談支援事業では、高齢、障害、子育て、生活困窮の各分野の既存の取組を活用しつつ、必要に応じ多機関協働事業につないでいきます。また、多機関協働事業では、地域福祉コーディネーターのこれまでの取組を生かし、本人、家族、関係機関、地域の力や資源を、「9マスシート」やマップを使って落とし込み、課題や強みを検討し、本人の課題以外の点や地域にも目を向けるよう工夫しています。

（※日本社会事業大学社会福祉学部 菱沼幹男教授の提供）



「9マスシート」を使い、本人、家族、関係機関、地域の力の強みを検討します。

- ほっとネット推進員の協力：ほっとネットの取組では、地域課題などの“気づき”を地域福祉コーディネーターに連絡し、解決に向けて協力をしてくれる市民ボランティア（ほっとネット推進員）の登録制度を設けています。普段地域で生活する市民の方や不動産業やグループホーム事業者の方など、400名超の登録をいただいております。重層的支援体制整備事業においても、地域と関わりながら事業を進める上で欠くことのできないパートナーと考えています。

＜実感している取組の効果・期待している効果＞

- 関係機関の相互理解の促進と連携を促進する土壌の醸成：高齢、障害、子育て、生活困窮の各分野の相談支援の人員、場所、権限などの体制の形態は様々ですが、多機関協働事業で複合的な課題について検討することで、それぞれの機関が出来ることと出来ないこと、その上でどのような支援ができるか、という視点での相互理解が進み、対象者の支援に生かせる機会になっていると感じています。また、この取組を積み重ねることで、各機関がそれぞれの活動をより発展させつつ、地域課題に取り組むことができるようになると期待しています。
- 地域での認知度向上：「どこに相談すればよいかわからない」という市民の方からのお声は当市にとって大きな課題の一つであり、「福祉丸ごと相談窓口」を設けるなどの取組を進めています。重層的支援体制の仕組みは多岐にわたり、わかりやすくご説明することに苦慮していますが、各分野が連携して受けとめ、多機関で協働して対応する、という点を特にお伝えすることで、“まずは相談してみよう”と地域の中で認知していただけることに期待し、周知を進めていきます。

執筆協力・写真提供：西東京市、西東京市社会福祉協議会

■ 第3章 ■

東京の高齢者を取り巻く 状況

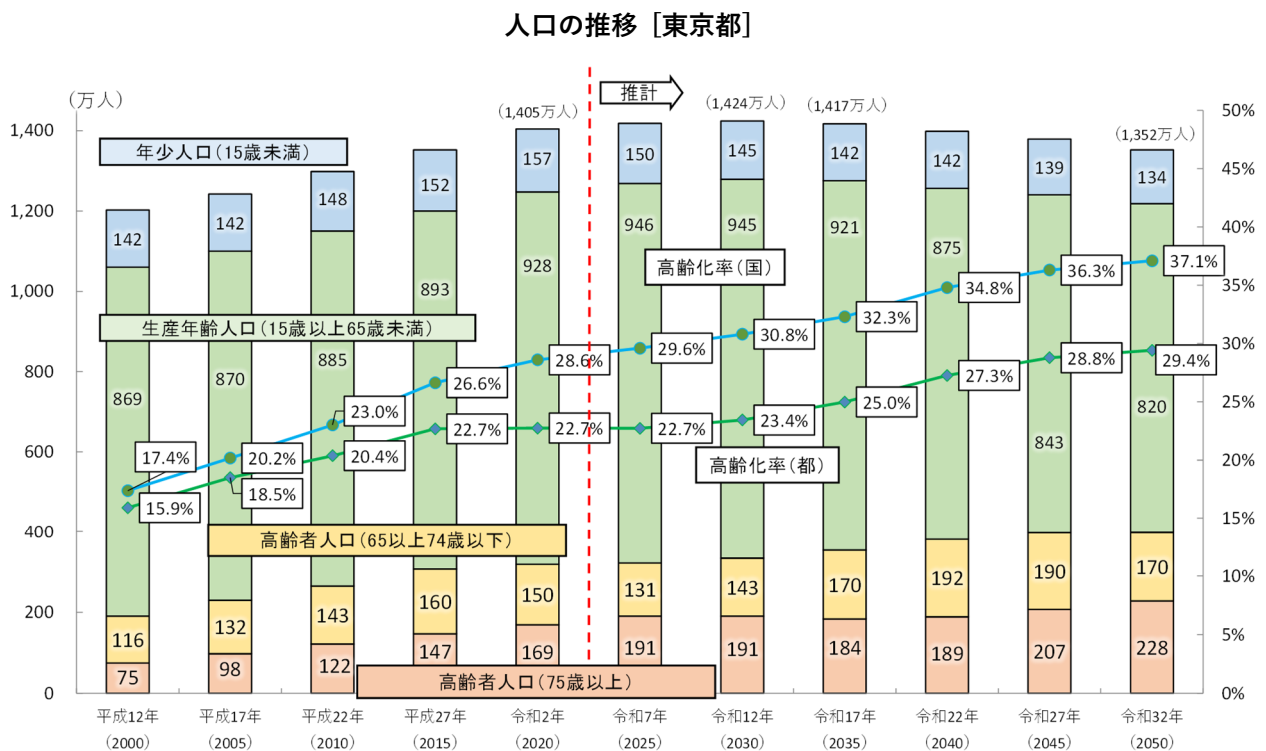
INDEX

第1節	人口構造	29
第2節	世帯の状況	32
第3節	高齢者の就業の状況	33
第4節	高齢者の住まいの状況	33
第5節	認知症高齢者の状況	33

第1節 人口構造

1 人口の推移

- 令和2年の東京都の高齢者人口（65歳以上）は約319万人で、総人口に占める割合（高齢化率）は22.7%となっています。
- 高齢者人口は増加が続き、令和12年には約334万人（高齢化率23.4%）、令和17年には約354万人（高齢化率25.0%）に達し都民の4人に1人が高齢者となり、令和32年には約398万人（高齢化率29.4%）に上ると見込まれています。
- 少子化の影響により、令和12年をピークに総人口が減少に転じるとともに、生産年齢人口（15歳から64歳まで）や年少人口（15歳未満）が長期的には減少していくことが予測されています。



注：平成12年～平成22年の総数は年齢不詳を含まない。

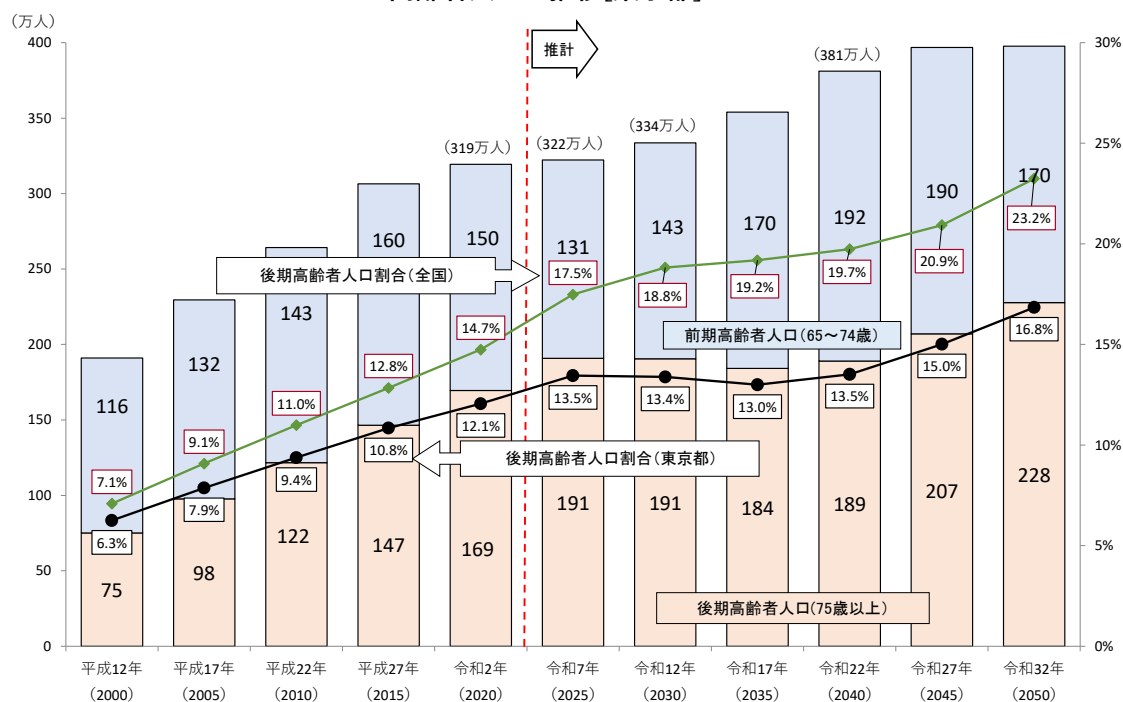
注：1万人未満を四捨五入しているため、内訳の合計値と一致しない場合がある。

資料：総務省「国勢調査」[平成12年～令和2年]、東京都政策企画局による推計[令和7年～令和32年]

2 高齢者人口の推移

- 東京都の高齢者人口を、前期高齢者と後期高齢者とに分けてみると、令和2年には後期高齢者が前期高齢者を上回り、団塊の世代が全て後期高齢者となる令和7年まで後期高齢者人口が急増します。
- しかしながら、令和12年以降は後期高齢者が減少に転じ、一方で前期高齢者が増加していき、令和22年には再び前期高齢者が後期高齢者を上回ると見込まれます。
- 後期高齢者が総人口に占める割合（後期高齢者人口割合）は、令和2年は12.1%ですが、令和7年には13.5%まで上昇すると見込まれています。

高齢者人口の推移[東京都]

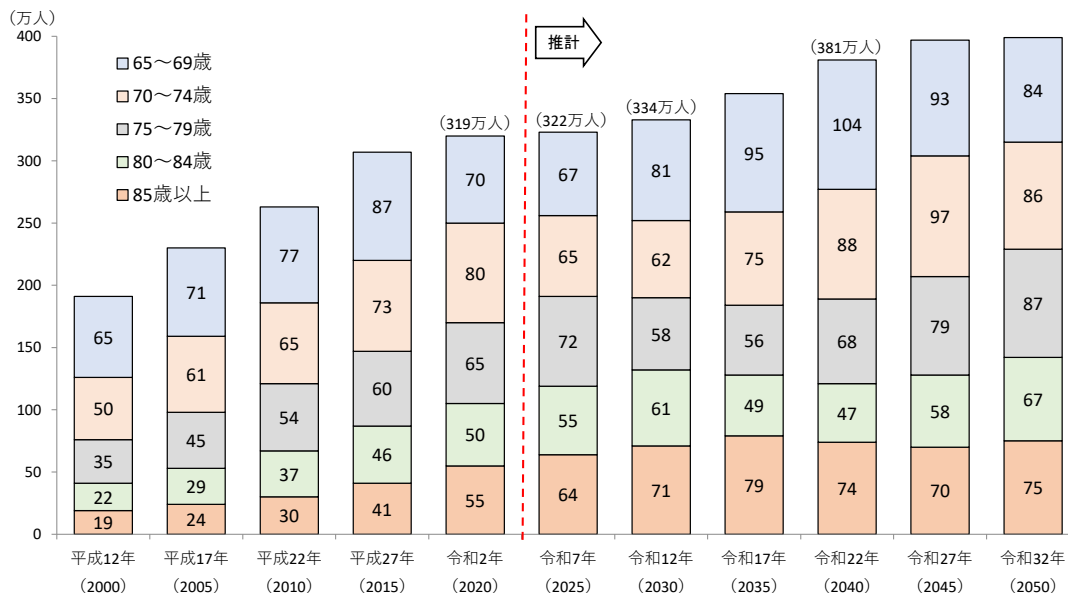


(注) 1万人未満を四捨五入しているため、内訳の合計値と一致しない場合がある。

資料：総務省「国勢調査」[平成12年～令和2年]、東京都政策企画局による推計[令和7年～令和32年]

- 後期高齢者のうち要介護認定率の高い85歳以上の高齢者は、令和17年には最大となり、令和2年に比べて約1.43倍に増加すると予測されていることから、中重度要介護者の増加に伴う医療・介護ニーズの増加などが見込まれます。

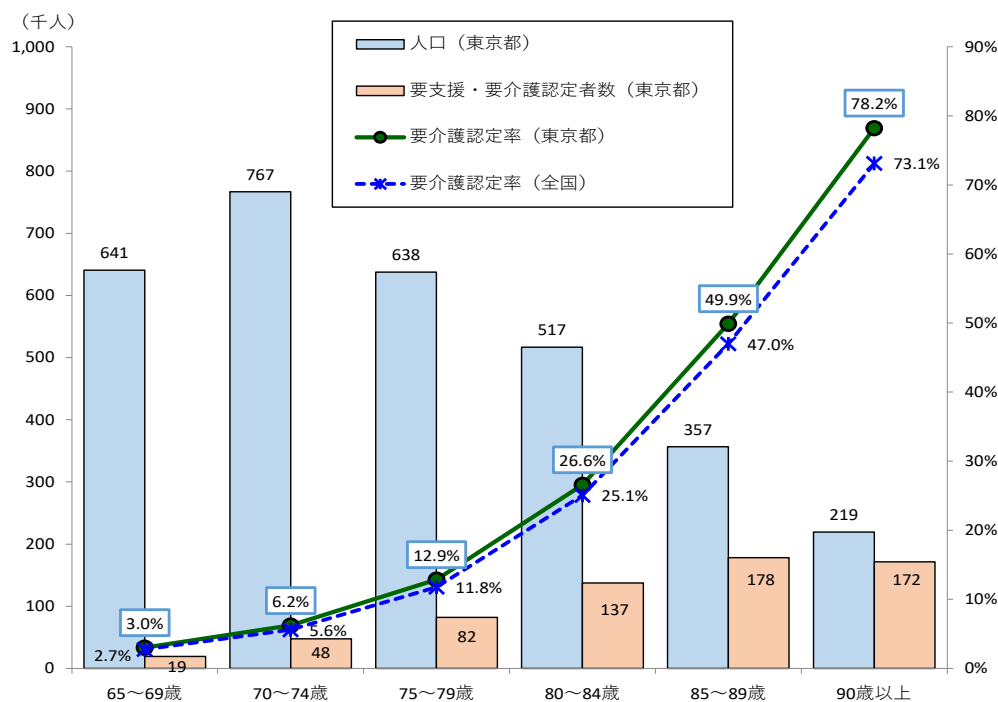
高齢者人口（年齢5歳階級別）の推移[東京都]



(注) 1万人未満を四捨五入しているため、内訳の合計値と一致しない場合がある。

資料：総務省「国勢調査」[平成12年～令和2年]、東京都政策企画局による推計[令和7年～令和32年]

年齢階級別要支援・要介護認定率（令和5年1月）[東京都]

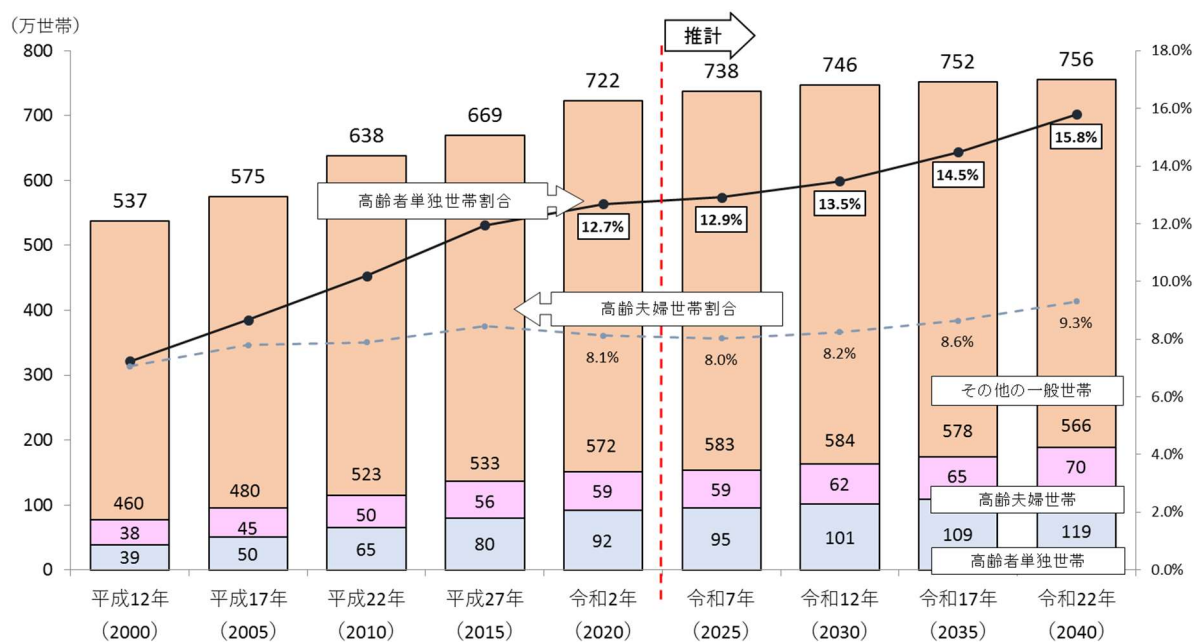


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（令和5年1月）」
 住民基本台帳による東京都の世帯と人口（令和5年1月）
 総務省「人口推計」（令和5年1月）

第2節 世帯の状況

- 令和2年の東京都における一般世帯総数は約722万世帯で、そのうち世帯主が65歳以上で夫婦のみの世帯(高齢夫婦世帯)は約59万世帯(総世帯に占める割合は8.1%)、世帯主が65歳以上の単身世帯(高齢者単独世帯)は約92万世帯(総世帯に占める割合は12.7%)となっています。
- 今後、東京都における高齢者のみの世帯は増加傾向が続き、とりわけ、一般世帯に占める高齢者単独世帯の割合が大幅に増えると予測されています。

世帯数の推移[東京都]



(注) 1万世帯未満を四捨五入しているため、内訳の合計値と一致しない場合がある。

資料：総務省「国勢調査」[平成12年～令和2年]、東京都政策企画局による推計[令和7年～令和22年]

第3節 高齢者の就業の状況

- 高齢者の就業の状況については、第2部第1章第1節（68ページ）を参照

第4節 高齢者の住まいの状況

- 高齢者の住まいの状況については、第2部第4章第1節（221ページ）を参照

第5節 認知症高齢者の状況

- 認知症高齢者の状況については、第2部第7章第1節（319ページ）を参照

■ 第4章 ■

目指すべき方向性

INDEX

第1節	東京における地域包括ケアシステム	37
第2節	第9期東京都高齢者保健福祉計画における重点分野	43

第1節 東京における地域包括ケアシステム

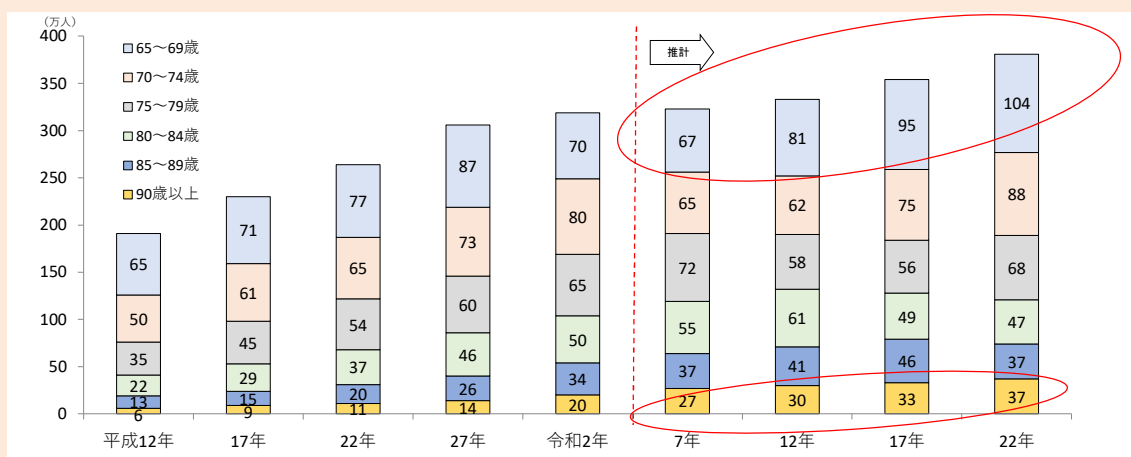
- 東京は、大都市特有の世帯形態や地域コミュニティ特性、また、医療・介護をはじめ豊かな社会資源等を有するという特性がある一方で、東京の中に都市部や山間部、島しょ部といった異なる特徴を持った地域が混在しているといった特性があります。
- 都は、「地域で支え合いながら、高齢者がいきいきと心豊かに、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる東京の実現」を計画の理念として、東京の特性にあった地域包括ケアシステムを深化・推進していきます。

1 東京の特性

(1) 令和22年(2040年)に向けた人口推移

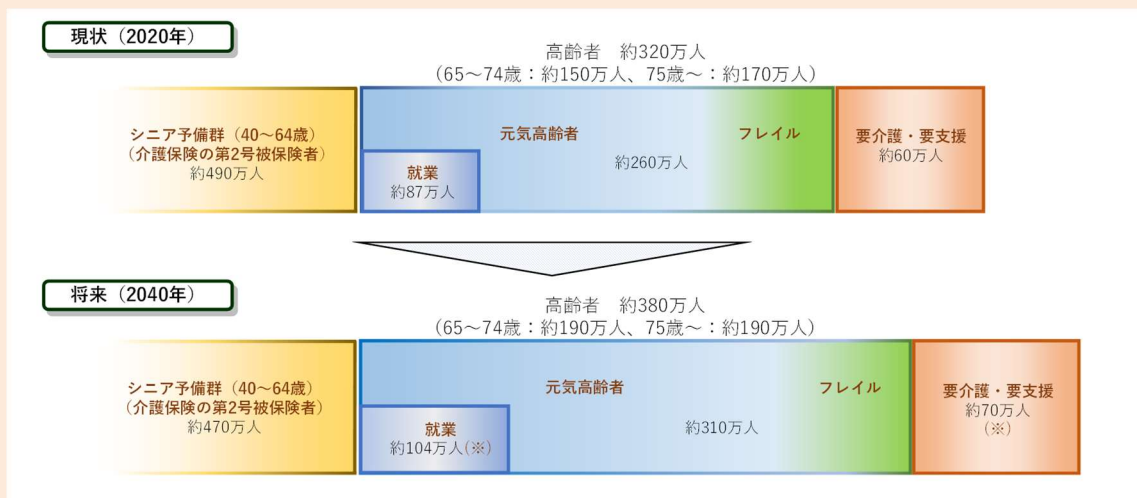
- 令和7年(2025年)に向け後期高齢者人口はピークを迎える一方、令和22年(2040年)に向けて、元気な前期高齢者数の大幅な増加(団塊ジュニア世代)が見込まれます。
- また、90歳以上の高齢者の増加(団塊の世代)が見込まれることから、令和7年(2025年)から令和22年(2040年)に向けて要介護認定者数もゆるやかに増加していきます。

高齢者人口(年齢5歳階級別)の推移



出典：総務省「国勢調査」[平成12年～令和2年]、東京都総務局による推計[令和7年～令和22年]

高齢者人口（状態像別）の推移



(※) 2040年の「就業」及び「要介護・要支援」の数は、現在の要介護認定率、就業率を用いて推計

(注) 高齢者の人数は東京都総務局による推計を用いているため、本計画の高齢者の人数と一致しない。

(2) 高齢者の社会参加

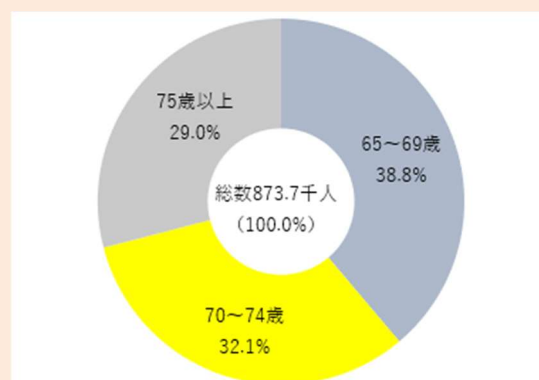
- 東京では、高齢者の多様な社会参加の形が見られます。就業されている方も多く、また、通いの場や高齢者サロン等以外にも、民間のスポーツジムやカルチャーセンターなど、多様な社会参加の場が存在しており、生きがいをもって暮らしている高齢者が多数います。

65歳以上有業率の全国比較

(単位:%)

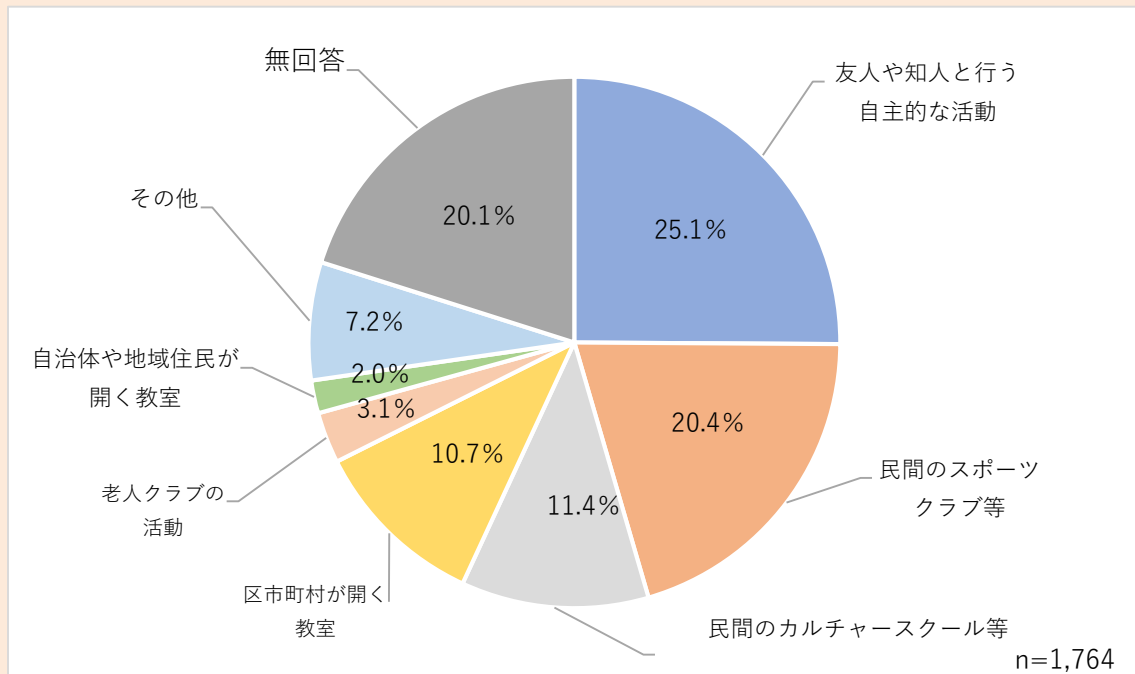
順位	65歳以上有業率	
	都道府県	2022年
1位	福井	30.9
2位	山梨	30.6
3位	長野	30.1
15位	東京	27.3
平均	全国	25.3
44位	北海道	23.4
45位	大阪	23.0
46位	兵庫	22.4
47位	奈良	21.9

65歳以上の年齢階級別有業者の構成比



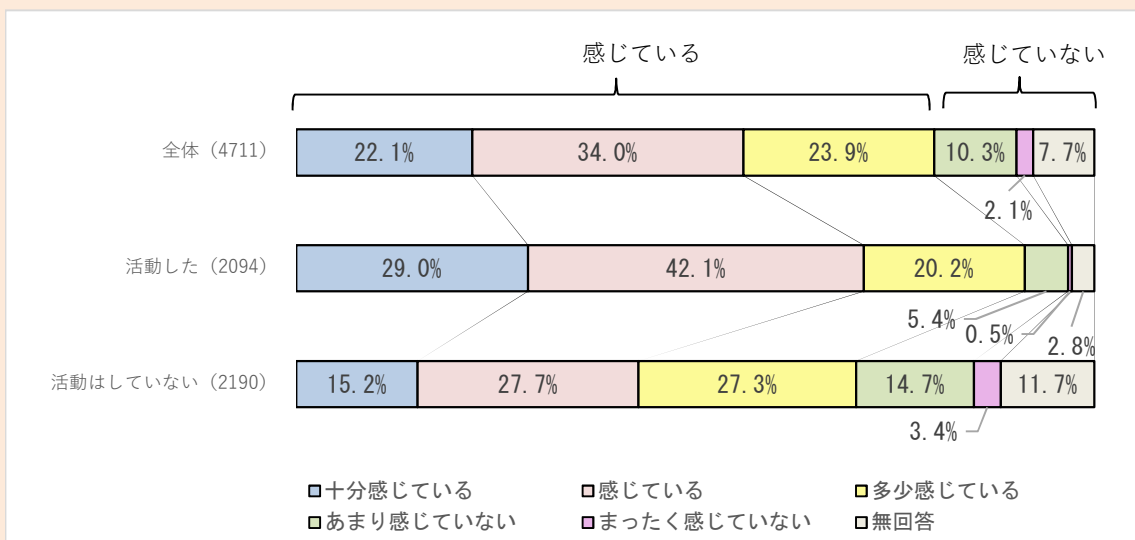
資料：東京都総務局「都民の就業構造（就業構造基本調査結果の概要）令和4年」
総務省「令和4年就業構造基本調査」

「趣味・学習・スポーツ活動」の内容



資料：東京都福祉保健局「高齢者の生活実態」（令和2年）

生きがいの程度（社会参加の有無別）

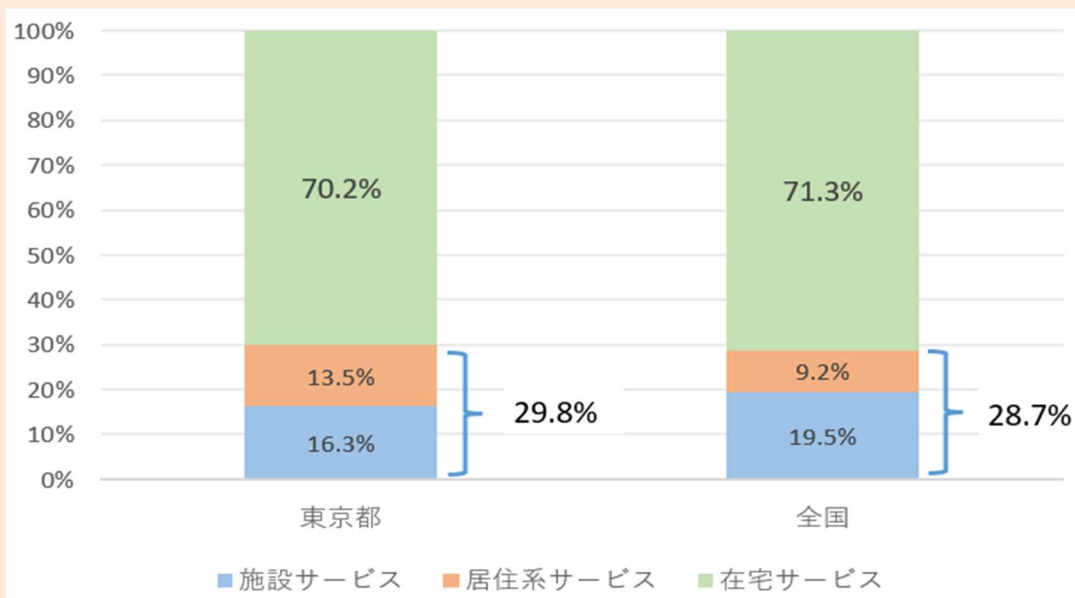


資料：東京都福祉保健局「高齢者の生活実態」（令和2年）

(3) 高齢者を支える介護サービス

- 介護サービスについては、在宅サービスと施設・居住系サービスがバランスよく整備されており、介護が必要な高齢者を支えています。

受給者の構成割合



資料：地域包括ケア「見える化」システム帳票 D1（出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報、時点：令和5年2月）に基づき東京都福祉局高齢者施策推進部作成

主な訪問サービスの受給率

(単位:%)

受給率（訪問介護）		
1位	大阪府	5.6
2位	和歌山県	4.6
3位	青森県	4.4
5位	東京都	3.7
平均	全国	2.9
41位	山形県、栃木県 新潟県、福井県 鳥取県	1.8
46位	茨城県	1.7
47位	佐賀県	1.4

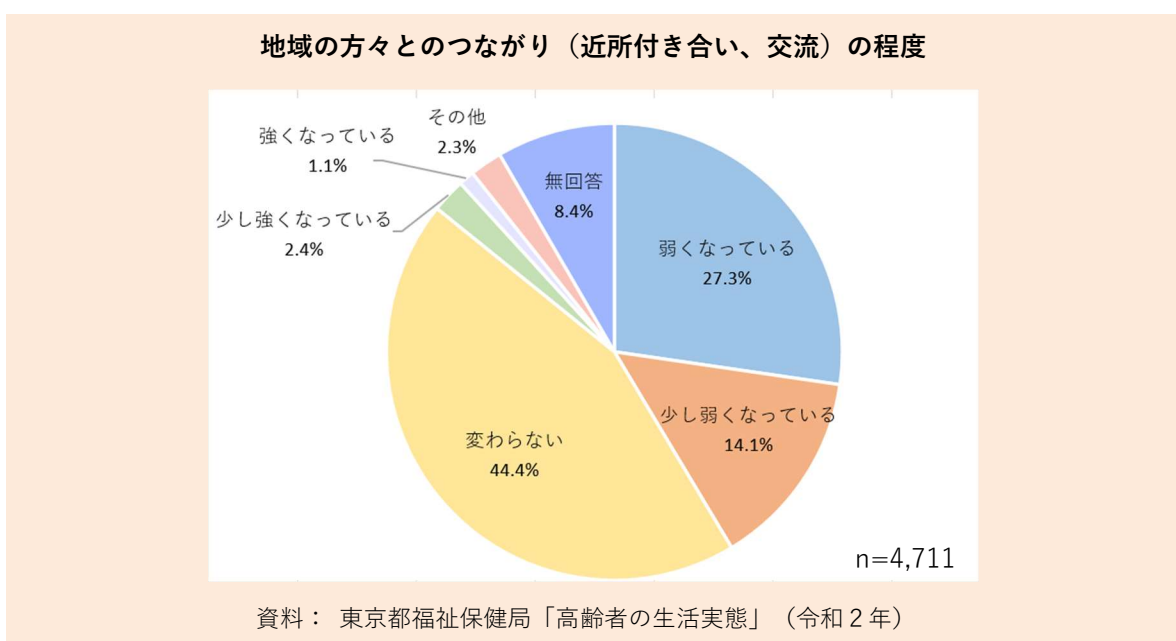
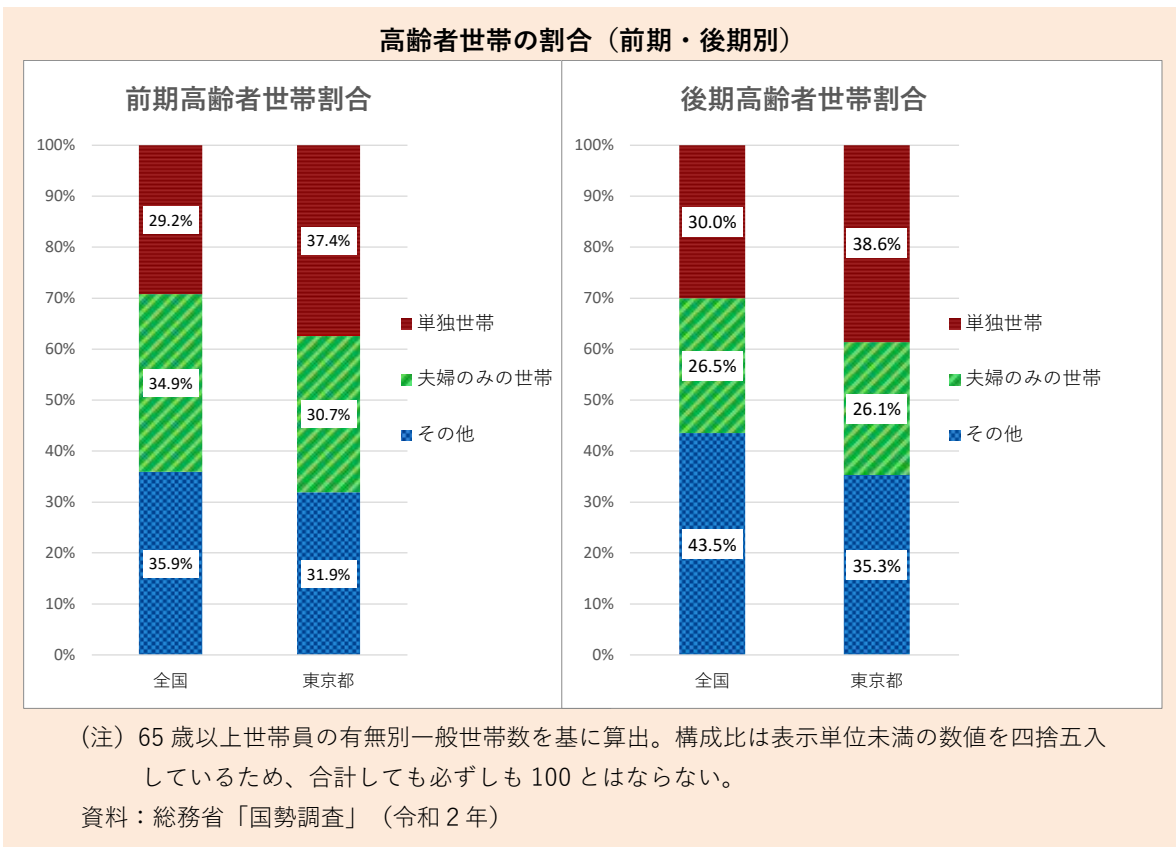
(単位:%)

受給率（訪問看護）		
1位	大阪府	3.2
2位	東京都 兵庫県	3.0
平均	全国	1.9
43位	茨城県 宮城県 沖縄県	1.1
46位	秋田県	0.9
47位	佐賀県	0.8

資料：地域包括ケア「見える化」システム帳票 D32 - a、D32 - c（出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報、時点：令和4年）に基づき東京都福祉局高齢者施策推進部作成

(4) 地域で暮らす高齢者の状況

- 大都市特有の特性として、東京は一人暮らし高齢者の割合が高く、また、地域のつながりも強いとは言えない状況であり、高齢者の孤独・孤立の問題も深刻化してきています。そのため、地域ごとに行政や住民、関係団体等が協力して、人と人の「つながり」を実感できる地域づくりを行うなど、地域で暮らす高齢者を支える仕組みを築いていく必要があります。



(5) 多様な地域特性

- 東京には、都心の大都市部だけでなく、山間部・島しょ部など、様々な地域が存在します。また、23区の中でも、中央部、北部、東部、西部、南部で地域特性が異なっており、さらに、同じ区市町村内にも、古くからの住宅地と大規模団地などが混在しています。
- 例えば、人口の推移を見ると、東京都全体では令和12年をピークに減少していきますが、区部では令和17年、多摩・島しょ部では令和7年がピークとなっています。
- このように、地域ごとに、高齢化の進み方や地域の社会資源、地域コミュニティの在り方等が異なるため、その特性にあった地域包括ケアシステムの構築が必要となります。

2 東京における地域包括ケアシステムの特徴

- 東京の特性から、都が目指すべき地域包括ケアシステムの特徴は、以下のとおりです。
- 令和22年（2040年）に向け、比較的元気な前期高齢者が増加していく中、健康で元気な高齢者が生きがいを持ち、多様な社会参加が行われている。さらには、東京がこうした高齢者が輝く健康長寿社会のモデルとなり、「Chōju」を世界共通語としていく。
- 支援が必要な高齢者には在宅と施設・居住系のサービスがバランスよく提供されるとともに、一人暮らし高齢者が多いことも踏まえ、大都市特有の緩やかな地域のつながりに、NPOなどの多様な主体が組み合わさって、地域で支え合える仕組みの構築が進められている。
- 大都市部から山間部、島しょ地域まで、人口動態や地理的条件、社会資源、地域のつながり等、状況が異なる地域ごとに、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムが構築されている。

第2節 第9期東京都高齢者保健福祉計画における重点分野

- 第8期計画期間中は、「7つの重点分野」と「重点分野を下支えする横断的な取組」を定め、重点的に取り組んできました。
- 第9期計画においては、東京における地域包括ケアシステムの特徴や第8期計画の振り返りで見えてきた課題等を踏まえ、引き続き「7つの重点分野」を定めるとともに、「高齢者保健福祉施策におけるDX¹推進」を加えた「重点分野を下支えする2つの横断的な取組」を定め、重点的に取り組んでいきます。

1 第8期東京都高齢者保健福祉計画の振り返り

- 第8期東京都高齢者保健福祉計画では、「7つの重点分野」と「重点分野を下支えする横断的な取組」を定め、重点的に取り組むこととし、計画の理念に沿った＜ビジョン・目標＞に向け、「目標に向けた取組」とそれに対応する「指標」等を設定しました。
- 同計画期間中、この目標・指標等を活用して「東京都高齢者保健福祉施策推進委員会」において計画の達成状況を進行管理するとともに、保険者機能強化推進交付金等も活用して取組の改善等を行ってきており、全体としては、取組が着実に実施されていることが確認されています。
- 一方で、今後元気な高齢者がますます増加していくことを見据え、介護予防・フレイル予防対策や社会参加の取組を更に推進していく必要があること、要介護高齢者の増加や人口構造変化への的確に対応するため中長期的な視点から介護サービス基盤を整備していく必要があること、生産年齢人口の急減や雇用形態の変化などを踏まえた介護人材確保対策が急務であることなど、各分野における更なる課題も見えてきました。
- 加えて、同計画期間中は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う外出自粛等の影響により、地域の通いの場や高齢者サロン等の実施が困難となり高齢者が外出を控えるようになったほか、訪問を前提とした高齢者の見守り活動にも深刻な影響があり、在宅高齢者の孤立や心身の機能低下も課題となりました。
- これらの課題に対応するためには、これまで進めてきた取組を中長期的な観点からブラッシュアップするとともに、コロナ禍で広まったデジタル技術の活用を一層推進することにより、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を目指していく必要があります。

1 DX：デジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation）の略で、デジタル技術によって、ビジネスや社会、生活の形・スタイルを変える（Transformする）こと。

2 第9期東京都高齢者保健福祉計画における重点分野

- 第9期東京都高齢者保健福祉計画では、東京における地域包括ケアシステムの特徴や第8期計画の振り返りで見えてきた課題等を踏まえ、第8期計画から引き続き「7つの重点分野」を定めるとともに、「重点分野を下支えする横断的な取組」に「高齢者保健福祉施策におけるDX推進」を加え、重点的に取り組んでいきます。

● 取組の7つの重点分野

1 介護予防・フレイル予防と社会参加の推進

高齢者がいつまでも健康で心豊かに暮らすことができるよう、介護予防・フレイル予防を推進するとともに、高齢者自らの希望に応じた仕事や学び、趣味活動や地域活動などの社会参加の促進に取り組みます。

2 介護サービス基盤の整備と円滑・適正な制度運営

医療や介護のサービスが必要な高齢者のために居宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスなど介護サービス基盤をバランスよく整備し、介護が必要になっても高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう取り組みます。

3 介護人材の確保・定着・育成対策の推進

今後一層の増加が見込まれる介護ニーズや、生産年齢人口の減少に適切に対応していくため、多様な人材が介護の仕事に就くことを希望し、仕事に就いた後もやりがいを持って働ける環境を整備することで、質の高い介護人材の確保に取り組みます。

4 高齢者の住まいの確保と福祉のまちづくりの推進

生活の基盤となる適切な住まいを確保し、高齢者が多様なニーズに応じた居住の場を選択できるようにすることで、地域で安全に安心して暮らすことができる環境の整備に取り組みます。

5 地域生活を支える取組の推進

高齢者が自らが望む生活を自立的に送れるよう、地域住民の力に加え、NPO法人等の活動とも連携・協働し、高齢者やその家族を地域で支え、ニーズに応じた生活支援サービス等が提供されるよう取り組みます。

6 在宅療養の推進

医療・介護サービスの従事者が連携しサービス提供体制を構築することで、病院に入院しても円滑に在宅療養に移行し、在宅での生活を維持しながら適切な医療及び介護のサービスを受けることができるよう取り組みます。

7 認知症施策の総合的な推進

認知症の人が、容態に応じて適切な医療・介護・生活支援等を受けることができるよう、医療機関や介護サービス事業者等、様々な地域資源が連携したネットワークを構築することにより、認知症になっても安心して暮らせるまちの実現を目指します。

● 7つの重点分野を下支えする2つの取組

8 保険者機能強化と地域包括ケアシステムのマネジメント

地域課題や地域特性に応じた地域包括ケアシステムを地域ごとにマネジメントするとともに、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを創出できるよう、区市町村支援に取り組みます。

9 高齢者保健福祉施策におけるDX推進

介護現場における業務改善等に向け、介護サービス事業所等の更なるDX（デジタルトランスフォーメーション）に取り組みます。また、高齢者の生活の様々な場面におけるデジタルの活用やデジタルデバイド是正を推進します。

東京の令和12年（2030年）の地域包括ケア

これまで、各要素が連携・協働し、住民が互いに支え合いながら、高齢者が自ら地域包括ケアシステムを構築してきました。今後は、デジタル技術を積極的に活用

介護予防

通いの場、介護予防教室、サロン、
リハビリテーションの提供、
フレイル予防、就労の場、生涯教育

リハビリテーション
専門職（※）
介護支援専門員
（ケアマネジャー）



住民主体の団体（高齢者のグループ活動）、
老人クラブ、シルバー人材センター等



生活支援

見守り、配食、家事援助、外出支援等
高齢者の生活の安全・安心を確保

生活支援コーディネーター、
区市町村/東京都社会福祉協議会、社会福祉法人、
町会・自治会、NPO法人、民生委員・児童委員、
民間事業者（スーパー・コンビニ・ライフライン
事業者・警備会社・配食事業者）等

Super Market



安心

居住
支援

地域包括支援

（保健師、社会福祉士、主

繋がる



相談



互いに支

住まい

自宅

サービス付き高齢者
有料老人ホーム、養護
都市型軽費老人ホーム



民間賃貸住宅への
円滑な入居を支援

地域住民

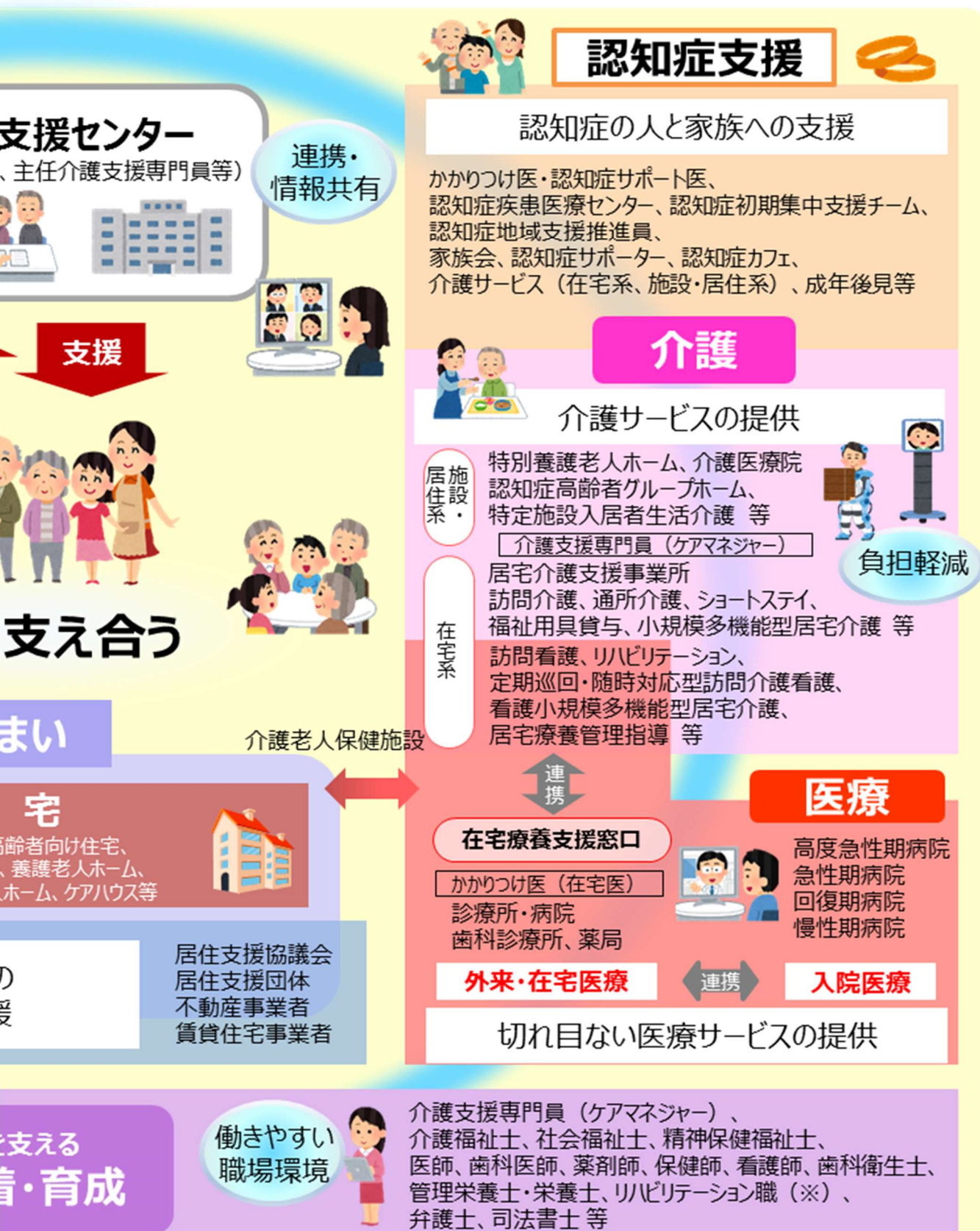
（町会・自治会、住民主体の団体、社会福祉協議会、
老人クラブ、シルバー人材センター、NPO法人、
民生委員・児童委員、ボランティア、市民後見人等）

地域包括ケアシステムを支える
人材の確保・定着・

ケアシステムの姿（イメージ図）

：デジタル技術を活用
して取組を推進

が自らが望む暮らし方を主体的に選び、安心して地域で暮らし続けることができる
 活用しながら、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を目指していきます。



（※）理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等

■ 第5章 ■

新興感染症への 対応について

INDEX

第1節	新型コロナウイルス感染症について	51
第2節	地域包括ケアシステムにおける新興感染症への 対応について	54

第1節 新型コロナウイルス感染症について

- 新型コロナウイルス感染症は、令和2年1月以降、幾度もの感染拡大の波を長期にわたって繰り返し、都民の生活に大きな影響を及ぼしました。
- コロナ禍においては、介護事業所等における感染の発生、介護サービスの利用控え、通いの場や高齢者サロンの休止、外出自粛等、高齢者を取り巻く環境にも様々な影響が生じました。
- こうした影響により生じた課題に対応するため、都はこれまで国や区市町村、関係団体、また地域の医療機関等や介護事業所等と連携し、地域の高齢者の命と健康を守る取組を展開してきました。

1 新型コロナウイルス感染症による影響

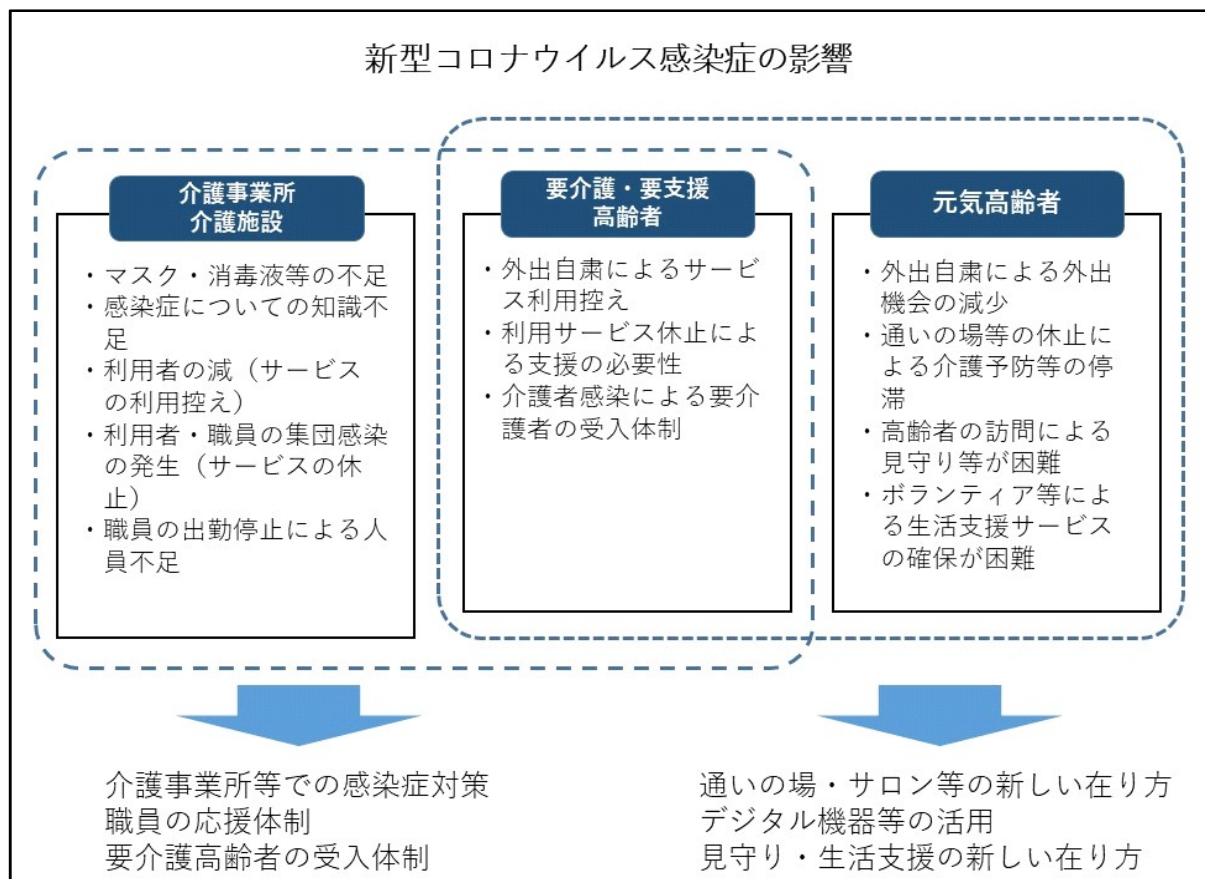
- 新型コロナウイルス感染症は、令和2年1月に都内で初めての感染が確認されて以降、幾度もの感染拡大の波を長期にわたって繰り返しました。
- 新型コロナウイルス感染症の流行は、高齢者が感染すると重症化しやすいことや、介護事業所等で感染が発生したことから、高齢者を取り巻く環境に様々な影響を及ぼしました。

（1）地域の高齢者に与えた影響

- 緊急事態宣言等による外出自粛下において、地域の通いの場や高齢者サロン等の実施が困難になるとともに、高齢者が外出を控えるようになりました。
- 訪問を前提とした高齢者の見守り活動にも深刻な影響があり、在宅高齢者の孤立や心身の機能低下も課題となりました。
- また、在宅で介護する家族が感染した場合の要介護高齢者への支援も大きな課題となりました。

（2）介護事業所等に与えた影響

- 高齢者を支える介護事業所等にも大きな影響がありました。介護事業所等では、事業所内で感染が発生し、マスクや手袋等の衛生資材が不足したり、職員が出勤停止となり人員が不足するなど、サービス提供体制を維持することが困難な状況になりました。
- また、人との接触を避けるためにデイサービス（通所介護）やショートステイサービス（短期入所生活介護）の利用を控える高齢者もあり、介護事業所の運営にも大きな影響がありました。
- さらに、介護施設等において感染が発生した場合は、施設内療養に伴って入所者のADLが低下することが課題となりました。
- 介護従事者に関しては、風評被害や、同居する家族への感染の不安、学校が休校となった子供の預け先等も課題となりました。



資料：東京都福祉局高齢者施策推進部作成

2 新型コロナウイルス感染症への対応

- コロナ禍においても、感染リスクや風評被害に晒される中、介護現場で働く方一人ひとりの長期にわたる献身的な努力に支えられ、支援が必要な高齢者へのサービスを継続することができました。
- また区市町村においても、高齢者に対する見守りや介護予防をはじめとする様々な取組を展開し、地域の高齢者が健康に、安心して過ごすことのできる体制を整えました。
- こうした取組を踏まえつつ、国から介護事業所等に対し、マスクや消毒液等の衛生資材の提供や、感染症対策を徹底した上で介護サービスを提供するために必要な経費の補助などが行われるとともに、介護報酬に関する臨時的な取扱いや、運営資金の融資等が実施されました。
- 東京都においても以下のような取組を行い、感染拡大防止に努めるとともに、地域において感染が発生した際の支援体制を構築しました。

（１）地域の高齢者への支援

- 外出自粛等に伴う地域の高齢者の孤立や、心身の機能低下に対応するために、感染対策を講じて実施する通いの場や高齢者サロンの活動を支援する区市町村に対して、支援を実施しました。
- また、在宅で要介護者を介護する家族等が感染し、介護が困難となった場合において、要介護者を緊急一時的に受け入れる体制を整備する区市町村に対する支援も展開しました。
- さらに、軽症・中等症の高齢者等（要介護者を含む。）が入所可能な高齢者等医療支援型施設や酸素・医療提供ステーションを都内に展開し、高齢者が安心して療養できる医療提供体制を確保しました。

（２）介護事業所等への支援

- 感染発生時の支援として、介護事業所等におけるサービス提供体制確保のためのかかり増し経費や、職員の自宅内感染防止を図るための宿泊費等の補助を実施しました。
- また、医療的な支援として、酸素濃縮装置の貸出や、施設等へ往診し中和抗体薬投与を実施する医療機関への支援を実施したほか、高齢者施設等の感染制御・業務支援体制を強化するため、相談窓口の設置や即応支援チームの派遣を行いました。
- さらに、平時からの備えとして、感染発生に伴い人員の不足が想定される高齢者施設に対し、関係団体との協定により広域的な人的支援体制を構築するとともに、代替職員を派遣する事業を実施したほか、施設内療養に伴う入所者のＡＤＬ低下に対応するため、リハビリ専門職を派遣する仕組みも構築しました。
- 加えて、施設整備に関しても、感染拡大を防止する観点から介護施設等における簡易陰圧装置の設置やゾーニング環境等の整備、多床室の個室化改修に係る費用を支援しました。
- また、高齢者施設等において感染者を早期に発見するため、職員を対象に集中的・定期的な検査を実施するとともに、入所者に対する検査費用に係る支援を実施しました。
- 重症化予防や集団生活等によるクラスターの発生を防止する観点から、高齢者施設等の入所者及び従事者へのワクチン接種を施設内で実施する「ワクチンバス」の派遣も行いました。
- このほか、高齢者施設向けに独自の感染症対策の動画や事例集を作成し、感染防止策の周知を行うとともに、会議等について対面によらないオンライン化を推進しました。

第2節 地域包括ケアシステムにおける 新興感染症への対応について

- 都は、今後の新興感染症の発生に備え、感染症の流行下においても機能する柔軟な地域包括ケアシステムの構築を目指していなければなりません。
- そのためには、都や区市町村、地域の医療機関や薬局、介護事業所等が協力して、体制を整備しておく必要があります。

1 新興感染症への対応について

- 新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から五類感染症に位置付けが変更となりました。
- コロナ禍を経て、感染症の流行下において高齢者の安全・安心を守るためには、介護事業者や地域住民などの個々の努力だけでは対応に限界があることが、改めて認識されました。
- 都は、今後の新興感染症の発生に備え、感染症の流行下においても機能する柔軟な地域包括ケアシステムの構築を目指していなければなりません。
- そのためには、都や区市町村、地域の医療機関や薬局、介護事業所等が協力して、高齢者がどのような時でも必要な支援が受けられるよう、また、高齢者を支える地域資源を維持できるよう、体制を整備しておく必要があります。

2 平時からの備え

- 新型コロナウイルス等の感染症は、一部の地域で建物等に物理的被害を与える自然災害とは異なり、人を介して広がり広範囲に人的被害をもたらす性質があります。
- こうした感染症の性質も踏まえ、まず平時からの備えとして、都や区市町村が日頃から医療機関等や介護事業所等との連絡・連携体制を整備しておく必要があります。
- また、感染が発生した際に地域で助け合えるよう、コロナ禍において都や区市町村が構築した人的支援体制等も参考にしながら、衛生資材等の備蓄や職員の応援体制について、地域や事業所間で協定等の協力体制を構築しておくことも有効です。
- さらに個々の介護事業所等においては、コロナ禍を経て策定が義務付けられた感染症に係る業務継続計画（BCP）について、有事の際に適切に機能するよう、定期的な見直しや訓練・研修を行う必要があります。
- また、感染症の流行下であっても、オンライン等による介護予防や社会参加の活動を継続し、高齢者の孤立や心身の機能低下を防ぐため、高齢者のデジタルスキルの向上等デジタルデバйд対策や、様々な研修や会議のオンライン化など、コロナ禍で広まったデジタル技術の活用を今後一層推進していくことも必要です。

3 今後の感染発生時の取組

- 実際に感染症によるパンデミックが地域において発生した場合には、都は国や区市町村等の各主体と連携し、それぞれの役割を踏まえた対策を有機的に行うことが重要となります。
- 今後、高齢者の命と健康を守るため、都は広域的な自治体として、感染状況等の情報収集・提供に加えて、地域の実情に応じた感染対策に取り組む区市町村への支援や、区市町村の枠を超えた介護事業所等への支援を迅速に展開できる体制を整える必要があります。

コラム

新型コロナウイルス感染症流行下における「高齢者等医療支援型施設」の取組

<開設の経緯>

- 東京都では、新型コロナ対応において、オミクロン株の流行に伴い、重症化リスクが高い高齢者の受入先確保が課題となっていたことから、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「臨時の医療施設」として、「高齢者等医療支援型施設」を設置・運営しました。
- 令和4年2月、旧東京女子医大 東医療センターに開設し、その後、赤羽・世田谷玉川・渋谷・青山・足立東和・八王子めじろ台・府中・滝野川と順次拡大しました（最大8施設 692床）。

<施設の概要>

- 当施設では、高齢者施設等や自宅から、軽症や中等症の高齢者（介護が必要な方や認知症の方を含む）や障害者を受け入れました。赤羽では人工透析も実施しました。
- 医師・看護師が24時間常駐し、健康観察や治療、急変時対応（入院調整を含む）を行いました。
- 日常生活動作（ADL）の低下を防ぐため、理学療法士等によるリハビリテーションやレクリエーション等も実施しました。
- 患者の状況に応じて、塩分ケア食、やわらか食、ムース食等の食事を提供しました。

<取組の効果>

- 介護を必要とする中等症以下の患者や、症状が軽快した入院患者を受け入れることにより、医療の逼迫を緩和する効果がありました。また、救急要請への24時間対応や、救急外来から入院の必要がない患者の受入れにより、救急の逼迫を緩和する効果もありました。さらに、高齢者施設等の施設内感染拡大を防止するとともに、独居など社会的支援が必要な方の受け皿としても機能しました。
- 高齢者施設等からは「感染時の対応が難しい認知症の患者を受け入れてくれて助かった」、「施設内の感染拡大を防ぐことができた」という声を頂きました。
- 合計で1万人以上の患者を受け入れ、コロナ禍においても、高齢者等が安心して療養できる環境を提供するとともに、医療機関を補完する施設として機能しました。



赤羽 施設外観



施設内の様子



リハビリテーションの様子